

平成30年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成30年6月13日(水曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第33号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)について
- 第4 議案第34号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第5 議案第35号 平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第36号 訓子府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第37号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結について
- 第9 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成29年度訓子府町一般会計予算)
- 第10 報告第6号 平成29年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について
- 第11 報告第7号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 第12 報告第8号 出納検査結果報告について
- 第13 ー 議員の派遣について
- 第8 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余湖龍三君	2番	川村進君
3番	西森信夫君	4番	堤三樹磨君
5番	西山由美子君	6番	上原豊茂君
7番	工藤弘喜君	8番	須河徹君
9番	河端芳恵君	10番	山田日出夫君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	元谷隆人君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	渡辺克人君
上下水道課長	原口周司君
会計管理者	山内啓伸君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員会委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八 鍬 光 邦 君
議会事務局係長	中 村 隆 広 君

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成30年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が5件、報告2件であります。また、議長からの報告が2件、議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、須河徹君、9番、河端芳恵君、10番、山田日出夫君、1番、余湖龍三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君） ここで本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例町議会招集のご挨拶をさせていただきます。

本日、第2回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

議会の議案説明の前に2点ほど私の方から別件でお話をさせていただきたいと思っております。

まず1点目であります。ご存じのとおり旅の宿くんねっぷの現況と今後についてであります。旅の宿くんねっぷは昭和27年に佐藤秀雄、ミツ様によりまして、訓子府旅館として看板を上げた以来、66年間が経過したところでございますけれども、現在経営されております佐藤幸子様が現在営業を続けておりましたけれども、この7月末日をもって営業を閉じるということでございます。その後は北見市在住の高橋るみ子様ご夫妻が引き継いで現在の旅の宿をそのまま継承するというのを聞いております。1か月間営業を閉じることとなりますけれども、いずれにしても歴史ある訓子府旅館、旅の宿くんねっぷが、その意志と経営を引き継ぐ方がおられたということで安堵しているところでもありますけれども、また一応報告をさせていただきます。

2点目です。今日、皆さまにお配りいたしました7月13、14日、本町で開催されます第23回全国小さくても輝く自治体フォーラムでございます。チラシにも掲載しておりますけれども、管内の町村会、管内の活性化期成会のご後援をいただき、道内の自治体等に配布等を終了したところでございます。さらにまたJAきたみらいや訓子府町商工会を中心に実行委員会を設立して、町民の多くの方によって、この23回の輝く自治体フォーラムの成功裡をしていきたいという思いでございますけれども、現在75名の申し込みが町外から既に来てるようでございます。今後、管内の町村、あるいは議会、さらに町内外の自治体職員の研修等の利用させていただきたいという声もありますので、それらについても逐次進めていながら、7月13、14日の自治体フォーラムを本町開催を迎えたいと考えているところでございますので、議員の皆さま方にもぜひ参加、ご協力をよろしく願いたいと考えているところでございます。

さて、本定例町議会開会に当たりまして提案しております概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まずはじめに、一般会計の補正予算についてであります。

衛生費では、昨年に引き続き、北見市、置戸町との連携に加え、網走市、小清水町、斜里町、滝上町と連携し、オホーツク地域として二酸化炭素排出量抑制に向けてCO2の排出削減促進事業に取り組むため、330万5千円の計上をさせていただいております。

農林水産業費では、馬鈴しょ、てん菜の省力化推進等に取り組み、畑作産地の生産性向上を図るため、畑作構造転換事業補助金、1,508万4千円の計上を。

以上、一般会計総額では、1,838万9千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、介護保険特別会計の補正予算であります。

平成29年度における国費、道費、支払基金交付金の精算に伴う、国庫支出金返還金726万5千円の追加。

次に、水道事業会計では、若富町配水管改良工事の実施に伴う追加補正をそれぞれ提案

させていただきます。

次に、条例改正でございます。

この度、簡易水道事業の認可に伴い、訓子府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただきます。

次に、今年7日に行いました入札のうち、幸栄団地公営住宅建設工事の予定価格が5千万円以上となりますので、その契約に関し議会の同意を求めるものでございます。

次に、報告でございます。

1件目は、平成29年度訓子府町一般会計に関わって9本の事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告。

2件目は、条例に基づき、平成29年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告するものでございます。

以上、5件、報告2件を提案させていただきますが、詳細については、副町長ならびに各担当課長から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、最後になりますけれども、今年度から議会基本条例が制定され施行されることとなりました。私自身も議長のお許しをいただきて反問権を行使するということが条例化されておりますので、心して、それらの制度もまた利用させていただきたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、第2回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

それでは議事に入ります前に、議場の皆さん、説明員、議員の皆さまに申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしてありますとおり議場においてもクール・ビズの実施ということで9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は自由ということで進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。それぞれの状況において上着の脱着をしてください。

◎議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第3、議案第33号、日程第4、議案第34号、日程第5、議案第35号、日程第6、議案第36号、日程第7、議案第37号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第33号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

議案第33号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）について提案説明をいたします。

平成30年度訓子府町一般会計補正予算につきましては、次に定めるものとしまして、第1条では、歳入歳出それぞれ1,838万9千円を追加、歳入歳出それぞれ5億7,128万9千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額につきましては、次の2ページになりますけれども、2ページの第1表 歳入歳出予算補正によるということを規定しておりますけれども、これにつきましては後ほどご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、3ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきたいと思っております。

それでは早速ですが、その事項別内容の明細になりますけれども、まず4ページの歳出の方から説明させていただきたいと思っております。

一番上の表の、4款、衛生費、1項、4目、環境対策費の右側になりますけれども、事業区分、環境保全対策事業の委託料、CO₂排出削減促進事業業務では、これは国で推進します国民運動COOL CHOICE、賢い選択とかって言うんですけども、の普及促進に努めるものでございまして、二酸化炭素排出量削減に地域で取り組むというもので、昨年度、北見市・置戸町・本町の3町で行ってございましたけれども、今年は網走、小清水、斜里町、滝上町を加えて、全7市町が連携して「COOL CHOICEオホーツク」としての事業を行うものでございまして、その内容につきましては、普及啓発広報の全戸配布やポスターの掲示、ポータルサイトの立ち上げ、それと公共交通機関の利用拡大の資材の作成、それと住民アンケート調査の実施などの事業を行うもので、公益財団法人の北海道地球温暖化防止活動推進センターに委託して行うものでございます。その費用330万5千円を計上しております。なお、この事業に係ります財源につきましては、環境イノベーション情報機構からの100%補助というものでございます。

次に、下の表の、6款、農林水産業費、1項、1目の農業振興費、この右側の事業区分、畑作構造転換事業の負担金、補助及び交付金の畑作構造転換事業補助金では、これは馬鈴しょ、てん菜の省力作業体系への取り組みに対する国の支援でございまして、先般、本年度事業として、本町では三つの集団が採択、決定されたものでございまして、その機械の導入の内容につきましては、カットドレーン、ストーンピッカー、ポテトハーベスター、トラクター各1台ずつの導入予定で、事業費につきましては3,258万4千円、補助率2分の1以内ということで、1,508万4千円を予算計上しているものでございます。

次に、3ページ、前のページに戻っていただきまして、歳入になります。

歳入の一番上の表の、14款、2項、4目の農林水産業費道補助金の畑作構造転換事業補助金1,508万4千円と、下の表の19款、諸収入、5項、5目の雑入、CO₂排出削減促進事業費補助金330万5千円につきましては、それぞれ今、歳出のところでも説明しましたように、これらの事業に対する100%補助としての予算収入を上げているものでございます。

以上、説明不足の点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第34号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書5ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の5ページをお開き願います。

議案第34号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成29年度の保険給付費および地域支援事業の確定に伴い、その関係経費を補正するものでございます。

まず、第1条にありますように、726万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,026万5千円とするものであります。

2項の歳入歳出補正の款項の区分毎の金額等につきましては、6ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりでございますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、7ページの事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、7ページの歳入から説明させていただきます。

第7款、第1項、第1目、繰越金、1節の支払基金交付金繰越金につきましては、平成29年度の精算によりまして、支払基金に返還が生じたので、支払基金交付金繰越金として110万8千円を追加し、2節のその他繰越金につきましても、平成29年度の精算によりまして、国および道の支出金に返還が生じたので、前年度繰越金として615万7千円を追加するものであります。

同じく7ページの下段になりますが、歳出について説明させていただきます。

第6款、諸支出金、第1項、第2目の償還金につきましては、歳入で説明しました平成29年度分として交付を受けた支払基金交付金と国庫支出金および道支出金の精算によりまして、国庫支出金等返還金として726万5千円を追加するものであります。

以上、平成30年度介護保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第35号 平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案書の8ページをご覧ください。

議案第35号 平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正につきましては、若富町の笹木地先から日下地先に埋設している水道管の凍結深度を確保するための改良工事費を追加補正するものです。

なお、この箇所は今年3月に凍結があり、修繕の対応をしております

第1条では、今回の補正予算については、次に定めるものとしまして、第2条では、年度内の業務予定量を示した予算第2条第4号の主要な建設改良事業に若富町配水管改良工事、総事業費150万円を追加し、第3条では、予算第4条、本文括弧書中の収入の不足を補填する額である3,053万8千円を3,203万8千円に改め、資本的支出の予定額について、第1款、資本的支出の第1項、建設改良費に150万円を追加し、資本的支出の総額を1億4,583万6千円とするものであります

次のページになりますが、予算実施計画 説明書になります。

資本的収入及び支出の支出について、1款、1項、1目、施設改良費の工事請負費に施設改良、若富町、配水管改良工事として150万円を追加するものですが、工事の内容につきましては、議案書の末尾の資料1で説明いたしますので、そちらの方をご覧ください。横長の表になります。

工事名等の欄ですが「配水管埋設深度が浅く本管凍結により受益者への供給に支障を及

ぼしたため配水管の改良を行い凍結深度を確保する」ものです。

施工内容は、現在の管を内径50mmの高密度ポリエチレン管で60mに渡り交換すると共に、現在よりさらに80cmの深度を確保することとしております。なお、受益者への給水装置接続は6箇所となっております

また、次ページには、施工箇所を示した図面を付けておりますので、後ほどご覧ください。

最後に10ページに戻りますが、現金の流れを示したキャッシュ・フロー計算書ですが、今回の補正に伴い、中段、Ⅱの投資活動の有形固定資産の取得による支出が138万9千円、これは補正額の消費税を抜いた額になります。これが増え、一番下のⅥの資金期末残高は4億6,571万3千円となります。

以上、平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第36号 訓子府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書11ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案第36号の提案説明をいたします。議案書の11ページをご覧ください。

議案第36号 訓子府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町水道事業の設置等に関する条例（昭和59年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、下の説明にありますとおり、簡易水道事業の認可に伴う条例改正であります。この度、上水道事業から簡易水道事業に変わった要因につきましては、一昨年度、開盛水源地で取水井戸を新設しましたが、それにより取水地点の変更が生じ、変更認可申請が必要となった訳ですが、その申請の項目の中に、計画給水人口があり、その数値が5千人以下となったことにより、簡易水道事業としての認可が下りたものであります

なお、上水道と簡易水道につきましては、単に給水人口の多少による区分けの違いであり、事業については、今後も従来と変わらずに運営することとなります。

改正条文につきましては、12ページのとおりですが、説明は新旧対照表により行いますので次のページをご覧ください。

まず、題名中「水道事業」を「簡易水道事業」に改めます。

第1条についても「水道事業」を「簡易水道事業」に改めますが、以降の条文への対応として読み替えを加えております

次に、現行の第2条ですが、第3項の給水人口「6,350人」を「4,920人」に改め、第4項の一日最大給水量「3,125立方メートル」を「3,100立方メートル」に改めます。これは今回の変更認可申請書に記載した数値になります

次に、現行の第3条ですが、第1項の地方公営企業法の略称定義、括弧書きの部分について、改正後の第2条に新たに規定されることから削除いたします。

最後に、第2条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、新たに第2条として、地方公営企

業法の全部を適用するための条文を追加します。

これまでの上水道事業は、強制的に地方公営企業法の適用を受けていましたが、簡易水道事業では、法の適用が外れてしまい、会計方式などが変わってしまいます。今後も現在の形態を継続するためには、法の適用を受けることを条例で規定する必要がある、今回の条文追加となったものであります。

前のページに戻っていただきまして、下の附則として、施行期日ですが、認可予定日である平成30年6月29日から施行することとなります。

二つ目に、関係条例の改正として、訓子府町水道事業給水条例についても同様に字句の改正を行うものであります。

以上、議案第36号の提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第37号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結についての提案理由の説明を求めます。議案書14ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案第37号の提案説明を申し上げます。議案書14ページをお開きください。

議案第37号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、工事名は、幸栄団地公営住宅建設工事であります。契約の相手方につきましては、3社による指名競争入札の結果、久島工業株式会社 代表取締役 久島正之氏で、契約金額は、8,251万2千円でございます。なお、予定価格につきましては、8,381万8,800円ございました。

工事の概要につきましては、木造平屋建て、床面積283.21㎡となっており、1棟2LDK、4戸を建設するものです。

なお、工期につきましては、平成30年11月15日までとしております。

以上、議案第37号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議事日程の変更

○議長（上原豊茂君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第9、報告第5号、日程第10、報告第6号、日程第11、報告第7号、日程第12、報告第8号、日程第13、議員の派遣についてを先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第9、報告第5号、日程第10、報告第6号、日程第11、報告第7号、日程第12、報告第8号、日程第13、議員の派遣についてを先に審議することに決定いたしました。

◎報告第5号

○議長(上原豊茂君) 日程第9、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成29年度訓子府町一般会計予算)を議題といたします。議案書15ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(伊田 彰君) 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

平成29年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページの繰越計算書により、その内容をご説明いたしますので、16ページをご覧くださいと思います。

今回、繰り越した事業につきましては、国の平成29年度補正予算などにより追加された事業でございます。繰り越した総額が1億215万8千円となっております。

それぞれの事業の内訳につきましては、各定例会の予算の中で説明させていただいておりますが、改めてその概要を簡単に説明させていただきます。

上段から、6款、1項、3目、農業振興費の畑作構造転換事業、今定例会でも、先ほど30年度予算として補正提案をさせていただいておりますが、平成29年度補正予算では、当初予定5事業体を想定していたものが、1事業体が平成29年度中に事業が完了したこと、2事業体の事業が完了していないことから、1,406万4千円を繰り越すものでございます。

その下の5目、農業基盤整備事業費では、7事業ともに事業主体の北海道が繰り越したことによる地元負担額の繰り越しとなっております。

北西地区では1,144万1千円、高園地区では1,020万円、川南地区では2,789万7千円、山林川地区では1,589万円、農業経営高度化促進事業では155万8千円、中央一期地区では46万3千円、中央二期地区では127万5千円を繰り越したものでございます。

最後の段になります。

12款、2項、1目の農業用施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業では、紅葉川災害復旧工事に1,837万円、協成川災害復旧工事に100万円を繰り越したものでござ

います。

以上、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出についての報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第10、報告第6号 平成29年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況についてを議題といたします。議案書17ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 報告第6号について報告いたします。

報告第6号 平成29年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について。

訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例（平成20年条例第8号）第10条の規定により、平成29年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について、次のとおり報告するものでございます。

運用状況につきましては、次の18ページに掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

1. 報告の対象となる期間につきましては、平成29年4月1日から本年3月31日まで、平成29年度中の1年間としております。

寄付の状況につきましては、(1)で事業別の寄付状況を、(2)では寄付者の居住地別寄付件数を掲載しております。

(1)の事業別寄付件数、口数、寄付金額はご覧のとおりでございますが、寄付件数の合計では、対前年度98%の1,298件となっております。寄付金額については79%の2,194万2千円のご寄付でございました。前年度と比較いたしますと、高額の寄付者の方が減少している状況にございました。

(2)の地域別寄付件数については、94%が北海道以外からのものでございまして、その内75%が関東、関西圏からの寄付となっております。

次に、3.の基金の状況についてでございます。表の上段「寄付金」の欄をご覧いただきたいと思いますが、年度当初の基金保有額が4,814万8千円、積立額につきましては29年度中の寄付金額と利子分5千円を加え2,194万7千円、年度中に取り崩した額が1,097万1千円、これにより年度末保有額については5,912万4千円となっております。

基金の活用・取崩し状況についてでございます。寄付者の意向に沿って、29年度中の寄付金と過年度分を合わせた1,097万1千円を平成29年度記載の事業財源として活用させていただいております。

以上、報告第6号 平成29年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告をさせていただきました。

なお、この報告内容につきましては、ホームページ等に掲載をさせていただいております。

す。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第7号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第11、報告第7号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。議案書19ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それではご報告申し上げます。議案書の19ページをお開き願います。

報告第7号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について。

教育委員会から活動状況に関する点検・評価報告について、次のとおり報告があった。

平成30年6月13日提出、訓子府町議会議長 上原豊茂。

平成29年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、平成29年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を次のとおり報告します。

記、別冊。

なお、別冊の活動状況に関する点検・評価報告書であります。事前に議員ならびに説明員の皆さまに配布させていただいておりますので、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第8号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第12、報告第8号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書20ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） 議案書の20ページをお開き願います。

報告第8号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成30年6月13日提出、訓子府町議会議長、上原豊茂。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成30年4月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成30年4月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

次のページの21ページから23ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、24ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成30年5月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成30年5月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページの25ページから29ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきまして、30ページをお開き願います。本日追加で配布させていただきました6月分の出納検査結果報告であります。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成30年6月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 上原豊茂様

平成30年6月11日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページの31ページから33ページにつきましても、前の2件と同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、本報告を終わります。

◎議員の派遣について

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

午前中の日程については、全部終了いたしました。午後からの一般質問の実施を町民の皆様さまに周知してあるため、ここで昼食のため休憩といたします。

午後は1時から一般質問がございますので、ご参集お願いいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第8、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、議員各位には、一般質問に関する土山氏の資料を事前に配布してあるところであり、本議会基本条例の規定を十分に踏まえて、議会運営委員会より答申された時間内において、効率的、効果的な質問の展開を希望いたします。また、答弁においても、できるだけ簡潔に、わかりやすい内容となるようご配慮願います。さらに、前定例会のような事態が起らぬよう各議員においては、議員としての自覚を持って発言をしていただくことをお願いいたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

4番、堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。通告書に従いまして一般質問の方をはじめさせていただきますと思います。

高齢者福祉についてという件でお尋ねいたします。

本年3月30日、厚生労働省の「国立社会保障・人口問題研究所」この後も含んで社人研として呼ばせていただきますけれども、社人研の方が公表しました将来人口推計や、団塊世代が75歳以上となる「2025年問題」を見据えた上で、当町のこれからの高齢者福祉のあり方についてお伺いいたします。当町の高齢化率は2025年に42.4%、これ社人研推計ですけれども、42.4%、2045年には48.9%に達し、おおよそ2人に1人、1対1というんですけれども、2人に1人が高齢者になると見込まれています。現役世代が減少し、一方、介護サービスを必要とする世代が増えるという厳しい現実は避けられないと思われまます。また非常に大きな問題ですので、今回はこれから伺います3点に絞り質問を行いたいと思ひます。

1番目に、第6次総合計画のベースにある人口ビジョン、それと社人研が公表した推計値に開きはありますけれども、第6次総合計画や第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を推進するにあたり、影響がでないのかをお伺いいたします。

2点目に、第7期の介護保険事業計画では第1号被保険者、これ65歳以上、の2025年の月額介護保険料を6,200円と試算しております。現行の月額4,850円より1,350円も上昇すると。年額にしますと1万6,200円増というふうに推計しておりますけれども、これでさえ被保険者には相当厳しい金額だと思いますが、またこれを別な視点で、全国的に見ますと2040年の平均基準月額約9,200円と試算しております。「介護保険は社会全体で支え、介護費用を将来に渡り国民全体で公平にまかなう仕組み」とした保険法であります。このままでは各自治体での介護保険運営自体が、限界に達するのではないかと危惧しておりますが、町は引き上げが見込まれる介護保険料についてや、

介護人材の、職員ですね、介護人材不足という問題をどう受け止め、今後の対策をどのように考えているかお伺いします。

3点目、関連するということで、「介護予防」として、地域全体で包括的・継続的に高齢者を支える体制を整えるために「協議体」や「生活支援コーディネーター」の配置をされたと思いますけれども、その役割と現状について、また今後、協議体等が将来担う役割と展開についてお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者福祉について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目に「第6次総合計画のベースである人口ビジョンと、社人研が公表した推計値に開きはありますが、第6次総合計画や第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を推進するにあたり、影響が出ないか」とのお尋ねがございました。

第6次の総合計画では、平成27年に策定した訓子府町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを基に、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」を参考にしながら、各種人口減少を抑制することを目指した人口推計としたところでございます。

平成30年度からの第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におきましても、町の根幹となる総合計画の人口推計を基に、高齢者の将来推計を行い、計画を策定しているところでございます。

そこで、人口推計値による差が第6次総合計画や第7期の介護保険事業計画推進に影響が出ないかということではありますが、介護保険事業計画は3年間の計画ですので、現況からは3年後において、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計ほどは人口減少しないのではないかと考えており、影響は大きくないと考えております。

2点目の「このままでは自治体での介護保険運営自体に、限界がくるのではないかと危惧しますが、町は引き上げが見込まれる介護保険料や、介護人材の不足という問題をどのように考えているか」とのお尋ねがございました。

議員のご指摘のとおり、今後ますます高齢化が進み、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、2025年に高齢化率は42.4%を予想しています。

また、介護保険事業計画では2025年の月額介護保険料を6,207円と試算しているところです。第7期の月額保険料は4,850円ですので、1,357円上昇する見込みとしています。

介護保険事業は、その費用の50%を国と北海道および市町村が負担し、残りを第7期では65歳以上の第1号被保険者が23%で、40歳から64歳までの第2号被保険者が27%の負担となっています。この被保険者の負担割合は被保険者数の人数比率等により国が決定しますので、高齢化率が上がれば介護認定率も上昇し、サービスの量が増加するので事業費が高くなり、保険料も上がることが予想されます。

従って、この負担の割合を変えない限り保険料は上がり続け、保険料を払えない高齢者が増えるのではないかと推測していますので、町としましては介護予防事業に、さらに力を入れていかなければならないと考えていますし、合わせて国や道に対して、制度設計の変更について要望しているところであります。

また、介護に携わる人材の不足につきましても重く受け止め、国や道に毎年介護職員の

処遇改善の要望をしているところでありますが、全国的な働き手の不足にどう対処できるのか、現在の介護職員を減らさないために町として何ができるのかを検討していきたいと考えています。

3点目の「介護予防を目的として、地域全体で包括的・継続的に高齢者を支える体制を整えるために、『協議体』や『生活支援コーディネーター』の配置をされたと思いますが、その役割と現状について、また今後、協議体等が将来担う役割と展開について」のお尋ねがありました。

訓子府町では、高齢者を地域で支え合う仕組みや必要なサービスを検討し、訓子府町生活支援サービスの充実を図る「協議体」が、平成29年4月から活動を開始しています。また、平成30年4月からは「生活支援コーディネーター」を配置しました。

現状としましては、「協議体」の名称を「ほっとなまちをつくり隊」とし、月1回定期的な話し合いを行っています。

平成30年2月には、一般住民を対象に支えあいの輪が広がるよう、公益財団法人さわやかインストラクターを講師に迎えて講演会を開催させていただきました。その講演に感銘を受け、「ほっとなまちをつくり隊」では、地域における支えあいをどのように地域に広げるか等を検討し、「ほっとカード」の作成や配付など具体的な行動に繋がっています。

「ほっとカード」は、「お店カード」と「個人カード」の2種類で、メンバーが協議体の趣旨を説明しながら「訓子府町がより暮らしやすくなるために、一緒に手を繋ぐ活動をしてみませんか」と呼びかけ、仲間を増やす活動の一助としているものです。

また、「生活支援コーディネーター」につきましては、平成30年4月に社会福祉協議会に委託しました。また動き出したばかりですが、現在、高齢化率の高い町内会をモデル地区とし、その地域の住民とニーズ調査を実施するため、そのアンケート項目について話し合いを進めているところです。その結果をもとに高齢者の暮らしを支えるサポーター養成を計画し、生活支援サービスの一部を担う支援を検討していく予定です。

支えあいを広げるためには、まず地域、社会に出ていただく社会参加の仕組みを作ることが必要です。協議体と生活支援コーディネーターの生活支援体制整備事業の目的は、「地域の高齢者の社会参加の促進」、「地域における支えあい活動の充実・強化」、「地域ならではの支えあいの仕組みづくり」です。

今後も町は、「ほっとなまちをつくり隊」と「生活支援コーディネーター」の取り組みを支援し、高齢者が地域でできる限り日常生活を継続できる地域づくりを推進していきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今、ご説明いただきまして、社人研の推計と差があるのはどうかということの視点でちょっと私の方から質問した形になっておりますけども、実はこれ当初から第6次総計案を作るときから、この開きというのは、私どもも承知しておりました。ただ、今年の3月、4月ぐらいにですね、特に新聞報道関係でやっぱりこの社人研の推計値、つまり減少するため非常に大きな問題として捉え、それをクローズアップして説明してた。当町に関してもやはり6次総計のときにお示しいただいてたんですけども、そ

こら辺に対して何点かやっぱりちょっと総計の推計値の出し方に今後影響出るんでないかと私の方で推測されるものがあったので、ちょっとこの形でお聞きさせてもらったんです。

まず第一に出ている中で社人研の方で推計している中で、人口減少ですね、全体での人口減少に関しては、やっぱり歌志内市ですか、夕張市、旧産炭地域というの非常に多いと。それでいて訓子府町に関しては推計値ですけども、社人研の方の推計値でお話させてもらいます。5, 100人現在15年の人口推計値が5, 100人で、それが2045年には2, 759人、45.9%の減少、約半分になりますよという推計値、これ非常に大きく感じました。その中でちょっと気になったのが当別町ですか、石狩の当別町の方ですね、このようなかたちで発表されているのありまして、当別町も人口減少率は49.8%、現在は当別町は1万6, 235人おります。それが2045年には8, 675人と。これだけで約半分に減るわけですけども、当別町は何かというと、同じように私どもの町も6次総計、いろいろなものを含めたときと同じようにですね、2万人という推計を、人口ビジョンのときに、15年の人口ビジョンのときには2万人を推計というか想定されていました。それに基づいてインフラですとか、スポーツセンターの建設などを計画されていたと。それに対して当時されている担当者の方から、実際厳しい、こういう数値が出てきて厳しい現状なら修正は今後検討せざるを得ないというようなコラムが載っておりましたので、そういう部分も含めて当町はないか。それがまず気になった部分です。それに関してはこれから他の議員の方でも同じ視点でご質問があると思いますので、そこはちょっとお任せしますが、そういうふうにも私どもがそのとき思っていた以上に、やはり人口の減少というのは非常に高いと。減少率が高いんじゃないかと。そしてそれに与える影響は非常に大きいんでないかなということ、すごく気になりまして質問させてもらっております。それでこれからちょっとその質問の先の方に入りますけれども、第7次のですか、当町の方で出している介護だとかいろいろな計画の方でございますけれども、そこに出ておりました、訓子府、ごめんなさい、ちょっと間違っていましたね、訓子府町の総合戦略ですか、の方に出ておりました。2020年に65歳の人口、高齢者人口がピークを迎え、人口減少の第2段階に入るといって捉え方しています。つまり65歳という高齢者がこれからそこまでいくと今度減りますよと。2020年には今まで増加してきましたけれども、今度は減りますよという形を変えて、第2段階に入るといって説明が今年の総合戦略の方でうたっております。それでちょっとお聞きしたいのは、第2段階という形の言葉で終わっているものですから、第2段階というのはどういう部分を捉えておっしゃっているかをちょっと説明いただけませんかでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 総合戦略の関係ですので、私の方からご答弁させていただきたいと思います。第二段階というのは広く一般的に言われているところでいくと人口は3区分、年少人口と生産年齢人口と老年人口ということで3区分に分かれてまして、その3区分が全て減少に転じるというのが第2段階ということで捉えております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 3区分がというのは、そういう生産人口、そういうふうに分けているんだというお話だと思いますけれども、幼少期、それから高齢者というふうに分けていると思いますけれども、実際そこで社人研の方で私の方、ちょっとひも解いたときに、

訓子府町では2020年にその第2段階に入るといふ捉え方しております。ですけれども、私今回注目しました75歳以上の人口に関してはどうかということで、拾っていきますと、75歳というのは、ちょっとご高齢の方々に大変失礼なんですけれども、介護福祉サービス等を受ける率が非常に高くなる年齢というくくりで捉えていただきたいと思います。その介護年齢が必要な、そういう一括しちゃったら大変失礼なんですけれども、75歳人口といいますのは、当町に関しましては2015年ですね、では978人、2020年、1,034人、30年、1,166人、先ほど20年でピーク、段階的なピークというお話でしたけれども、これから高齢者介護、介護と決めたら怒られちゃう。高齢者福祉として捉える部分の想定される対象となる方々が増えるのは2030年までピークがいく。訓子府町の話の中で2020年が第2段階という捉え方でしたけれども、私の方では2030年までは、その部分が増えるんじゃないでしょうか。そこに対してどうでしょうかということの質問です。合わせて同じように、ここはうたってました。生産人口との逆転、つまり15歳から65歳までの、要は働く方々ですね、ある意味で税金等を納めるのも含めまして、働いて収入を得て、そういう方々の人口と高齢者人口、これは先ほど65歳以上の人に戻りますけど、それとの逆転するんですよ、推計値では。それがほぼ大体2030年。ですから総合戦略等に抱えていた当町に関しては2020年というのは、これ道の方でも、うたっているものですから、それを引っぱったと思うんですけど、2020年というより2030年まで当町はその厳しい状況が続くんでないかなというふうに私は読みましたんですけど、そこら辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいまの推計上、75歳以上の人口がピークを迎えるのが2030年ではなかったのかというところで、そのピークをもって段階が変わるのではないかというようなご質問だったと思います。総合計画の審議の中でも堤議員からは年齢の区分の部分でいくとマスター世代と言いますかね、60代の部分の世代というのは違うんじゃないかというご意見もございましたけれども、あくまで総合計画の策定および現段階でいわれている総合戦略というのは、国から求められた計画ですので、年齢区分については3区分で実施というか計画をさせていただきます。そういった意味では、堤議員言われるところの75歳以上の推計では言われるとおり、2030年、1,166人でピークを迎える。団塊の世代が75を迎えるのが2025年ですので、それ以降5年間で迎えるということは、具体的な計画上は、なかなか見えてこないですけども、それらを含めた中で計画しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 計画ですので言えば一括りなんですけれども、やはりちょっとここで覚えておいていただきたいのは、当町に関しましても、今、課長の方から説明がありましたように、やはり2025年問題と言われているけれども、当町に関しては、高齢者福祉関係に関してというか、そこに対する対応も含めて、ピークがもう2030年、そこまでかかりますよという認識はいただけたんでないかなというふうに理解しますので、それに対して、じゃ今後高齢者福祉をどうするかという点で質問させていただきたいと思います。それで、まず先ほど、2点目で私の方から言わせていただきましたけれども、介護保険事業ありますね、第1号被保険者、つまり65歳以上の方が、ちょっとこれも言い方

失礼ですけど、高齢者福祉等の福祉サービスを受ける可能性の高い方々の支払う部分、当事者が支払う分じゃなくて、年金天引きでされているというご存じだと思うんですけども、その年金天引き、天引きという言い方もいいのかな、そういう部分でされているものが非常にこれから高騰する、訓子府町で出している介護保険の第7期の介護保険事業計画でもうたっておりますよね、そのように上がることは見込まれていると。つまり、これちょっと学者の話といってもってきたらあれなんですけども、当町は今4,850円です。これも若干上がっております。この上昇に関しては、この管内だけで言いますと4,850円で金額ですけども、オホーツク管内で18ありますけども、その中で管内では9番目の金額の高さ、ただ上昇率に関しては、管内5番目、上昇金額は4番目というふうになっています。この現段階では抑え非常にされてますけれども、これに関しては推計、先ほど言いました第7期の介護福祉保険料の推計の聞きますと、先ほど言いました2025年問題の2025年には6,200円に引き上げると言いますか、上げざるを得なくなるという形、それを推計されておりますよね、こちら辺に対してですね、それからさらにですね、もっと進みますと、これ訓子府町の方では発表してませんので、わかりませんが、全国平均的に言いますと、もう2040年ぐらいにはもう9,200円まで天引きされる、月額ですよ、月額でそこまで介護保険料上がるんじゃないかというふうに報道されております。これに関して、これちょっとこういう聞き方でご回答いただけるかどうかかわからないんですけど、介護総費用自体が上がるのはもう目に見えております。ただこれに対してそういう負担料を軽減するためも含めまして、厚労省自体は要介護のもう実際うたわれてます。要介護1・2を原則自己負担にする方向を目指すと。つまり施設等に入れるのも介護3からにしようとか、そしてあくまでも先ほど言いました。今、皆さんも、これが背負っています基準月額の介護保険料というのは、あくまでもその地域の介護施設のあり方であったり、先ほどご回答いただきました、増えていると。ごめんなさい、要介護者等の数が増えるということに対して、当然上がってくる。負担率が増えてくるということのご回答いただきましたけど、こちら辺に対してこれはどのようにというか、仕方ないものとして受けざるを得ないのかどうかということで、どのように捉えられているかちょっとお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） あらためてですね、介護保険の仕組みをちょっと理解いただかなければならないというふうに思います。今うちの町の介護保険料は今年から四千八百なにがしの金額になりました。全国平均から見ると、およそ1千円安いという言い方がいいかどうかわかりませんが、全国が五千八百なにがしということですから、しかもこれが2025年の我々の団塊、戦後生まれの者が75歳以上になる段階で、さらにそれが全国的には、私どもの町は6,207円で上げてますけども、7,200円になると。大体全国的にみると1千円高い。もう今の段階でも都道府県別で見ますと平均で見ますとですね、いろいろなところがもう9千円を超しているところが出てきている。すなわち、この2000年に始まった介護保険会計は半分が国と道と市町村、そして残り半分は65歳以上と45歳から65歳までの保険料で賄うという仕組みになっているんですよ。だからこれをもし負担率を住民の町民の方の負担率を下げるということは、我々は3年後を推計しながら、どれだけの介護費用がかかるのかと。それを含めて、トータルの金額で受ける

側の人数で割って、負担を割って、こうなるであろうということを3年の計画を立ててる中で推計してる訳ですね、これがもし現実的には、もう一般的に払うのが難しいと。全国の高いところの9千円だとか8千円だとかっていうことになったときには、これ制度そのものを変えていかなかったら抜本的な解決にならないんですよ。すなわち国と北海道、市町村、とりわけ国の持ち出し分を上げていかないと保険者にだけ負担をかけていいのかどうかという議論はやはりこれから出てくるでしょうと。現に私は管内の厚生労働総務文教厚生委員長やっていますから、7月の期成会の要請では厚生労働省へ行って、直接直談判をしたりとかやって、だから根本的には、この全ての人が扶助から選択する介護保険制度に変えた段階でもう既に20年経った段階で、この制度そのものが本当に国民に優しい制度なのかどうかということも含めて変えていかないと、また声を上げていかないと、根本的な解決にならないというふうに思っていますので、ここはご理解をいただきたい。先般、公明党の移動政調会がありました。私は施設の責任者から例えば静寿園の施設の運営もままならないと。人件費の急騰も含めてですね、これらの声を含めて与党でございますから、しかも福祉にやさしい公明党の皆さんの国会議員を含めて要望させていただきましたら、こう言われた。町長ね、あなた方の負担も含めて、すなわち市町村の負担も含めて、抜本的な制度を変えない限りは無理ですとこう言われたんです。この程度です。だからやっぱり国民的な声を国に対しても、やっぱり本当に高齢者に優しいという声を大きくしていかなければ駄目だと私自身は考えています。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今、町長ご説明いただきましたとおり、私も十分承知しております。ただ、この介護保険自体は45歳でなくて40歳から負担です。それでそのようにあうのは幅広く、要は自分たちのことは自分たちで賄うという姿勢が非常に強いものだという説明。で、国はそれに対して、もう町の方向としてというより首長の指針として、そういうふうに制度自体を変えていかなきゃならないんじゃないかとお考えをお持ちだということであれば、私もこれに対しては、他に打つ方法といたって具体的にありません。やっぱり介護費用を抑えるということは、要は介護しないということですからね、施設いらぬよということ。そうしないと、要は介護にかかるお金を減らさない限り、この介護費用の上昇というのは、それか高齢者になる方をどうやって少なくするかといたって、それは無理な話ですから。そういうことであって、町というより首長の考えとしては、制度的なものに対する考えを国として考え方を改めてもらうということだというふうに解釈させてもらってよろしいんですね。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 大いに良いと思います。もう一つ言わなきゃならない。この制度は大変うまくできています。すなわち赤字ができる。介護保険会計が例えば施設、特養をもう一つ作った。そうすると保険料ががば一っと上がります。で、これをそうすると保険料上げないでそのままやると赤字会計になります。赤字会計になったら、国や道は金貸すっていう訳です。3年間で返せっていう話です。とすると、どうするかといたら、一般会計持ち出し禁止ですから。そうすると勢い保険料を上げなかったら借金を返せないという制度になっちゃっているんですよ。これはね、だから一般会計から介護保険の赤字分を持ち出すとか、違法行為だといわれる訳。ここにですね、非常に根本的に解決しなきゃな

らない問題があると思いますので、私どもは後からまた出ますから、健康をどうやって維持するかとか、健康づくりをどうするかということの両方でやらなきゃ駄目だと思いますけども、一つはやはり抜本的な制度をこれは自由民主党の政調会やさまざまな政党の政調会でもやっぱり福祉問題については、ちょっと性根を据えてですね、やっぱり要望していかないと駄目だというふうに考えておりますので、ここはご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 正直に申し上げまして、国に振り回されているだけということなんで、それも変えるのも非常に難しい状況ということは理解します。ただ先ほど言いました当町非常に2030年のときまで、じゃそのままでいいのかと。非常にこれはもう青天で上がっていくことも想定されますし、介護自体に対して、介護サービス自体に対しても非常にいろいろな制約がされてくるのは目に見えている。今騒いですぐ、じゃ来年から変えましょうかという話になるとは思えません。国民健康保険自体は今年から道という管轄自体が総括でされますけれども、それにしたって国であれだけの負担金を出すという形でとりあえず収めるという状況をとっています。それも段階的措置ですのでね。ですから、それはそれで努力いただきたいんですが、じゃ2030年まで、今もうほとんど東京オリンピック目の前ですが、20年、もう10年間は、さらに厳しい状況、これ迫られるという、要望はしていく、変えてくれと言う、でもそれはなかなかすぐはうんとならなければ、その間も動いていく訳ですよ。それに対してどうしていくのかということが非常に大きな問題じゃないかなというふうに思います。確かに町長今おっしゃいましたように、当町は介護保険料率、確かに今回でいきなり650円って上げていますけれども、他と見比べたら非常に低いです。ただ低いだけの話をすれば音威子府村、今回の先ほど言いました当町は6,850円が、月額3千円です。興部町、管内ですけれども、これは3,800円です月額。何かと言うと音威子府村にはね、村には特養がないんですよ。要は老人ホームがないんです。介護サービスとかそういうものに対する施設給付が非常に低いんですよ。だからそういう負担が上がってこないよということ。興部町も同じです。町内に介護福祉施設がないものですから、近くの近隣施設等を利用しているという現状。ただも興部町はこれはちょっと今後検討して施設等も設ける必要があるんじゃないかなというようなことをコラムに載せております。当町はあります。確かに特老、特養、それからほるさんですとか、他の方の施設もございますので、それとデイサービスと高齢者福祉等に対して非常にある部分では他町みてもいいような状況かなというふうに思います。ですけども、まずちょっとあれなんですけど、先ほど高騰化するという部分で他の他市町村等含めて、訓子府もやっているんですけども、基金、介護給付準備基金という形を取り崩して、高騰を今回は抑えるという、北見市に関しては3億2千万円を取り崩して上昇率を100円に抑えた。ただ北見の場合は、もう5,900円なんですよね。高いです。うちよりも1千円以上高いです。網走も同じです。でも基金の取り崩しを抑えるのに抑制かけて1億1千万円、当町のは確か1,220万円でしたか、取り崩しをし抑えましょうというような計画を持たれたと思うんですけども、そこに対して、ちょっと私は理解できなかったんですけど、介護給付準備基金、基金として、当町としての考え方はどうなっておりましたでしょうか。どのように捻出し、どう今後もそれに充てていくものというか、考え方あるかどうかと。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 第7期の介護保険計画の策定に当たりまして、その時点で基金が約2千万円があったんですけれども、その7期で約1,020万円を取り崩し、残りを第8期で535万円、第9期で495万円を取り崩すということで、第8期、第9期においても保険料の上昇を少しでも抑えたいということで、取り崩しの予定は立てております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） これ聞いてたらもう本当にいろいろな部分でどうお金の手当をし、皆さんの負担をいかに少なくしながら、しかし介護サービスを減らさないようにするのか、本当にもうどう想像しても、しょうがないですよ。それは私でもわかります。ですけども、そこを努力していただくしかないという部分でありまして、その部分でちょっと次の質問の方に、最後の方になってきますけども、協議体、生活支援コーディネーターという形で今回、昨年中にほっとな、名前間違えたらごめんなさいね、協議体設立されて、コーディネーターという形で、要はコーディネーターさんはパイプ役というふうに私は理解しているんですけども、パイプだけでないですね、そういうのを想像したりなんたりもしますから、そういうのしながら、要は民間ボランティアの方々と、もしくは事業所対民間の者と行政の福祉、介護、それをつなぎ合わせながら全体でサポートしましょうよというような話だと。これ、このこと自体は当然、自助、互助含めて協議体なんかの活躍は非常に期待するところでありますし、素晴らしい、それに参加してくださる方はもう素晴らしいなと思うんですが、これ自体、先ほど言いました、国はもう面倒見ないよ、自分は自分らで賄いなさいよと。その話、私、のっているような気がして仕方ないんですよ。それでちょっとその部分で協議体に対して文句は全然ないんですけども、協議体の作り方に対して、活動の内容をですね、どうも国が厚生労働省なんか求めている、今までやってきた事業者が、介護事業者等が行ってきたサービスをボランティアに名前を変えて、させようとしているような気がするんですけども、そこら辺の認識どうでしょうかね。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 前後しますけども、先ほどの質問の中で興部とどこかの町出しましたね、音威子府、我々の町に特別養護老人ホームがなくていいかと。それから認知症、地域密着型のはるるのような施設がなくていいかと。なければ介護保険料が落ち下がります。しかし、我々は在宅もさることながら、この農村地帯で今私どもの町の特養やはるるが果たしている役割を考えていくと、応分の負担というのはやっぱり出てくるというのは、ある意味では当然です。だから選択肢として、そういう施設サービスの施設の充実をないものとしてやるかどうかということはありませんけど、もううちの町は平成元年から幾多の理事者、議員さんたちのご努力でここまできているということも含めていくと、やはり施設介護というのはなくてはならないということが一つです。その点でいくと、例えばこれから施設の要望、待機者もありますから、施設を建てるのかということも含めて、これから議論になっていくと思います。それから今、特養の建て替えやなんかが出てきますと、50人の定員と個室10床でいいかどうかという問題も当然出てきます。それはもっというと保険料の値上げも含めて、町民的な理解をしていかないと、やはり難しいという問題があります。それから保険料の問題でいくと2千万円の基金がありました。しかしそ

それを例えば今回の第7期で保険料の部分全部投入すると。そうすると四千八百なんぼのなにがしが4,500円で、あるいは済むかもしれません。だけどこの次の3年後、間違いなくもっと保険料が上がるということがありますから、介護保険計画の協議会も含めてですね、急激なやはり値上げは抑えるべきだと。基金の効率的な運用を図ろうということで今回の保険料設定をみんなで議論してご理解いただいたということをもまず理解していただきたいというふうに思います。

それから、次に、国は要支援の1・2を介護保険から外そうと。すなわち、もう保険料そのものも2000年から見ると倍になってきている訳ですね。国の手立てももう金がないと。だから地域でやれることは自分たちでやってくださいという方針に変えてきたのは事実です。だから要支援の1・2と要介護1・2も含めて介護保険から外そう。そしてまた地域でできることはボランティアも含めて住民活動の中でやってくださいという発想が出てきたというのは、そのとおりです。そのことがいかどうかというと、私は決していいことだとはなないというふうに言っています。けども、ないと言ったからといって、そのままに放置できるかということで、いろいろな状況を加味して、この北見地区の中で、北見、置戸、訓子府の中で保健所も入りながら、さまざまな協議体づくり、あるいは認知症のサポート、それから今、100歳体操というのがやられていますから、いろいろな角度で地域の皆さんに頑張ってもらいながら、自分の介護を少しでも遅らせていくという状況をどう作るかということの課題に、私たちはある意味では正面から向き合わなければならないという状況でございますので、これもご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） ちょっと時間がなくなっちゃいますので、ちょっとこの部分、もう1点だけちょっとお聞きしたい。協議体自体が先ほど言った、そういうボランティアだということで理解でいいと思います。生活支援コーディネーター、これは私、先ほどつなぎ役というふうに思ってたんです。正直言って。それに対する説明、当然、その地域にないものを創設するために、創設って、介護サービスを充実させるために、そういう団体を作り上げたり、なんだりの協力していくし、そういうのを支援する。けども包括支援センター的、町の方で今度やっているもの、もしくは福祉課、それとの私は調整、パイプをするものが生活支援コーディネーターという、大きな役割かなというふうに思ってたんですけども、そこに対する解釈、それで聞きたいのは、それでいくと、町側じゃないですけど体制的な社会福祉、実践の方になる社会福祉協議会の方がコーディネーターをやられるのは、ちょっとおかしくないかなというのが疑問なんですけど、そこら辺どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今年、平成30年度から始まった生活支援コーディネーター、社会福祉協議会に委託しておりますけれども、コーディネーターにつきましては、協議体の支援、ほとなまちをつくり隊ですね、こちらの支援もありますけれども、その協議体の中で出てきた疑問だとか、課題だとかを各事業所、お店だとか、そういったところとパイプ役になっていただく、そういったところで、今は高齢化の進んだ町内会をモデル地区にして、そのアンケート調査をして、何が必要なのかということをも今、調査しようというところから始めているところなんですけれども、そういったところから何が必要

かというところをまず見つけて、何をしたらいいのか、どこに頼んだらいいのか、そういったことの橋渡し役といたしますか、そういったことが重要な仕事かと思えます。地域包括支援センターは一応、協議体の事務局でもありますので、そこのパイプ役ということではなくて、事務局としてほとなまちをつくり隊とコーディネーターを支援していくという形になります。そして社会福祉協議会に委託をしている。これのあり方がおかしいんじゃないかというようなご質問だったかと思えますけれども、実は社会福祉協議会には、社会福祉専門員といたしますか、ちょっと正式名称忘れましたが、このコーディネーターの役割と同じような仕事をされている方が元々います。そういったこともありますので、そちらの社会福祉協議会の事業も兼ねながらやるのではないかなということで、社会福祉協議会に委託しております。管内のほとんどのところが実は社会福祉協議会に委託していると聞いております。町によっては、道南の方では主婦の方だとか、そういった方をお願いしているところも複数名お願いしているところもあるようですけれども、近隣では社協が多いようです。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今の部分、これやっぱり時間足りな過ぎて、今度あらためて別な観点でもう1回質問させてもらいます。生活支援コーディネーターは、僕は逆に駄目とかじゃなくて、負担大き過ぎるよ、職員に対して。あまりにもちょっと考え方がずれているとか、じゃないかなと思ったもので、ちょっと質問だったんですけど。それちょっと後にさせてもらって、最後に聞いたかったのは、やはりちょっとそこに戻させてもらって、ごめんなさいね、質問途中になっちゃうんですけども、そこはまたの機会にさせてもらいます。続けては。それで今度、私、今聞いたかったというのは、先ほどくどくど言いました。うちの当町の高齢者の福祉に関して一番問題点何かというと、2030年までうちの町は続くんだよと。非常に厳しい状況が続いていくと。その中で町長も先ほどお答えいただきました。国の体制で介護保険料何かの関係は、国の体制を変えなきゃならないんだ。もう手の打ちようがないというような部分も半分ありながらと。わかります。でも特養がいらないという訳じゃない。そうじゃない。そういうサービスはしていきたいんだということのお話いただきました。そこなんですよね、実際にじゃ2030年までの間に国の体制すんなり変わるかといったら、時間はやっぱりかかると思います。同じようになっていくまでに。それまでやっぱりそれを介護福祉含めて続けていかなきゃならないんです。そのための費用捻出をどうするか。やはりこれはもう今の体制が変わらない限りは町民個人個人に対して負担がかかってくる。サービスなんか、介護サービスを増やせば増やすほど、先ほどボランティアでのほとな仲間たちという形の協議体というお話されてました。それは予防するためのものになりますよね、要支援等の方々ぐらい程度です。もう入所されるより実際に介護サービスを実際に受けちゃう方に関して、その部分のお金も費用にかかるんですけども、介護費用にはかかるんだけど、それは小さいと思いますんで、それをさらにボランティアにすれば安くなるという状況だと思う。でも、先ほど言って、くどく言った社人研、それから人口ビジョンとの食い違いが私の方で指摘させてもらったように、当町は20年でそれが一つの山場でなくて、30年まで、2030年です。まで続くんだよ。それまで町民も含めた中で町として対策を打って行かなきゃならないか。そういう考え方で、そうなれば、出どころがなければ、それはある意味で自分らでも町民

にもある程度の覚悟をしてもらおうということで町が音頭をとりながらやっていくしかないんじゃないかなということで質問させてもらっているんですよ。変えれば本当はいいんですけど、それでまずちょっとお聞きしたい。先ほど言っていました。特にうちの場合は特老、特養という形であります。あれは確か平成2年ぐらいでしたか、ですから30年近く、もう築から、実はこれ去年の総務文教常任委員会の所管事務調査のときにお聞きしまして、実情的にどうなんだというお話をお聞きしました。確かに27年の年に、26年でしたか、増床という形で、それとか改修させてもらったので、その部分はしていただきました。でもさすがに古いですと。施設長の話では古いですという、一括りで言ったら、特に給湯関係ですとか、暖房ですとか、そういうどうしても使用頻度が高いもんですから、その傷みが激しいと。じゃどうだということで、そのときにお聞きしたときには、いや事務レベルで去年ですね、事務レベルでそれは町の方とも相談させてもらってます。詰めていきますという話で聞いておりました。ですけども今年ちょっと聞いたときには結構回答厳しいんですよ。して、所管事務調査のときにお聞きしました。蓄えあるでしょうと、推計そのままでいったら蓄えは、32年ぐらいで確かなくなる。32年って平成ですね、ごっちゃになって申し訳ないです。平成32年には、ですから、あと平成でなくなっちゃいますけど、もう1、2年の間にはもう蓄えとして、社会福祉法人、法人化しています。責任は向うです。運営できない、はいギブアップしました。したら理事の方が責任とればいいのかもかもしれません。でも、あの施設自体はある意味では公益的施設、今、首長もおっしゃいました。私が音威子府村、それから興部町の話を出したときに、特養がなくてもいいのか、そういう話ではない。と言ったと同じように、町として考えていかなきゃならないような、私は施設レベルだと思っています。確かにいろいろな考え方があると思いますから、これ賛同を得れないかもしれませんが、そういうもの。それからデイサービスはそういうのですけれども、これから2030年まで、まだ75歳で区切っちゃったら申し訳ないですけどね、介護を必要とする方、ますます増えるんですから。それに対する民間の例えばデイサービスの的なものの施設なんて、おそらくあれだけでは足りなくなるというか、充足する、今のようサービスを受けようと思ったらですよ。となると、誰がしたらその分の手当、面倒みるの、これやっぱ町民も含めて考えていかなきゃならんことではないかな。だから単純に介護保険料を上げる。国がこうなった、こういう試算でこうなっています、計画で、じゃこうなりますっていうのでなくて、もっとかかったとしても今度それに対するサービスが十分かどうかで今度検証していく時期じゃないかなと。制度が早く変わってくれることを期待しますし、それに対して動いてほしいんですけど、そういうふうに私は思いますし、もう一つ含めて、よその町ではもうやっています。介護職員に対する、要は医療関係なんかでありますよね、例えば大学出て地元に戻ってくるときに奨学金出しているの、それをちゃらにするとか、あんなようなので介護職員、今もう手当しようとしても、どこもです。全国レベルで介護職員不足しています。じゃ訓子府町そのまま、うちは今頑張っているから何とか動いているけれども、そのまま施設の問題だから施設やりなさいなんたら、とてもじゃないけどやっていけない。対応を町ぐるみで、それも先ほど言った、最初に言ったのと、高くなっていいのかというのと、ちょっと矛盾するかもしれないです。でも国の体制は今説明いただいたように、どうしようもないのであれば、自分たちで自分たちのことを考えていく時期、もう今は考えなきゃならないんじゃない

ないかなと思いますので、逆に介護保険料なんか提案だけありましたけども、その具体的なものに対して、そういう施設に関して、確かにNPOであったり民間ですけども、そういうものに対してだけ、お前たちがやるもんだという考え方では私はもう駄目じゃないかなと。新しい施設を増やせとは言わんけど、そこに働く職員たちがいいようにそういう施設老朽化のいろいろなものはある程度は考えてあげる。もしくは進めれば、今、在所型でやっているものよりもユニット型というんですか、知っている方は知っていると思いますが、北見なんかで北寿園という老人ホームなんかユニット型とっていますけども、やはりあれをみると介護って、その代わりお金はかかるっていうのわかりますけど、だからそういうような考え方をこれからちょっと検証していくって気持ちっていいですか考えはないかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2020年で高齢化率が重点項目の中でピークを迎えて、厚生労働省の出しているものでいったら2030年まで続くんじゃないかと。どんな状況であっても、高齢の皆さんが安心して2020年が2030年まで高齢化率が続こうが続くまいが、やるべきことはちゃんとやるというのが行政の仕事だというふうに思っていますから、ここは数字にあまりこだわらないでください。1点それです。

それから2点目です。ちょっと一般質問の中身というよりも特養の支援をどうするかということに何か変わってきてますけども、ちょっとこの場では言えないこともたくさんありますから、あらためて、ただ私ども管内の特養が赤字が見込まれるから全部、町でみてくれという考え方の発想というのはいない。ないと言ってもいいぐらい。あらためて今の特養の経営が厳しい状況になってきているというのはよくわかりますので、要望もいただいていますので、あらためて自立的なことをどうすれば自分たちで少しでもプラスになっていけるのかということも含めた詰めが、これから必要だと私は思います。

それから、今やっとなら私どもの要望が実って、特養の今、平成元年ですから、30年経ちました。大規模改修がほとんどの町が始まってきます。これに対してやっとなら北海道もその改修にあたっての補助を検討するということまでできていますので、これらもにらみながら相対的に今の静寿園の将来をどうしていくのかと。これは福祉と我々行政も含めてきめ細かなやはり検討と具体化をしていかなきゃならない時期によいよ来たということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

あと3分です。

○4番（堤三樹磨君） 最後の方、特養にシフトしている質問でないかというふうに、そう思われたんなら反問権使っていただければありがたいんですけどね。でもそれを代表して町の福祉のあり方というつもりで私は聞いて、具体的に理解しやすい部分かなと思って例として出させてもらいました。ですので、それに対しては、確かに高騰していく、でも逆に言ったら申し訳ないけど、今の行政としてできるのはこれであり、町としても高齢者福祉に対しては、こういう姿勢で向かおうという部分の今度は町民に対する今度は逆に相談でもいいと思うんですよ。そういう動きをするべきでないかなと私は思います。今、実際にうちの町ありますけれども、そういう施設等もあるけども、介護、いろいろな制度もあります。他の町に劣っているとは決して言いません。でもさらにこれから厳しくなるん

だということの状況も含めて、先ほど言った人口ビジョンの見方と同じように、数字的にはそうだったとしても、やはり現実は厳しくなっていくだろうと私は思いますので、そこをあらためて検討する考えをお持ちいただきたいと。町長任期来年のあれだということの話でも、それから次、また託すにしたって、そういう部分に対するビジョンなりをしっかり持っていたかかないと。と思いますので質問させてもらっています。それに対してあらためてあればお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

あと1分です。

○町長（菊池一春君） 何度もお話しさせてもらっていますように、すべての町民にやさしいまちづくりの基本は町民にやさしいまちづくりということをベースにしていますから、これからもそれについては揺るぎなく、より具体的に、そして安心して高齢社会をより迎えていけるような状況を地域の皆さん、あるいは町民の皆さんとどう作っていくかということが極めて大事だというふうに思っていますので、ここは議員も含めて一緒になって頑張りましょう。

終わります。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） ちょっと一言、二言、私の能力もありますけども、簡単に済む話じゃないと思いますので、またあらためて部分絞ってでも質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次は、5番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山由美子です。通告書に従いまして質問をいたします。

1点目は、教育懇談会の実施状況と成果について、教育長にお伺いいたします。

林教育長は平成26年度の教育行政執行方針の学校教育の充実の中で「教育懇談会」の開催について「学校・家庭・地域等が密接に連携し」とその必要性を明言しています。教育委員会活動の報告書の中にも平成25年度から毎年1回実施されているようです。学校現場と家庭や地域がお互いを知り、理解し合うための有意義な場であると思いますが、これまでの実施状況と成果について伺います。

1点目、教育懇談会の目的とこれまでの実施状況を伺います。

2点目、その成果と今後の取り組みについて伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「教育懇談会の実施状況と成果について」2点のお尋

ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「教育懇談会の目的とこれまでの実施状況」についてのお尋ねがございました。

教育懇談会につきましては、教育委員会と各小中学校のPTA役員などの保護者・学校管理職を交えて、全町的な教育課題や教育委員会が進めていく各種施策などについて、保護者の方々の意見をいただくことで、学校・家庭・地域とが互いに情報を共有し、連携を図りながら学校や家庭の教育力向上に努めていくことを目的として開催しているところでございます。

実施状況については、過去には不定期でしたが、各小中学校の学校区毎に開催してきたところです。

平成25年度からは、各学校間の教育活動の理解と連携を図るため、各小中学校のPTA役員で構成する町PTA連合会役員との教育懇談会を実施し、また、平成28年度からは、こども園友会役員を加え、行ってまいりました。

さらに、平成29年度からは、子どもたちの発達段階や地域的な課題などについての意見交換を行うため、町PTA連合会役員のほか、学校区毎にも開催することとし、初年度は居武士小学校区で開催をいたしました。

次に、2点目の「その成果と今後の取り組み」のお尋ねがございました。

教育懇談会開催の成果としては、特に全国学力・学習状況調査で明らかになった、子どもたちの家庭学習時間の確保や情報機器の利用に関する情報モラル教育などについての意見交換を行い、学校・家庭・地域が共通課題を持ち、子どもたちの生活習慣の改善などに向け、保護者や地域全体に向けての取り組みにつなげてきているほか、特別支援教育などに見られるような複雑化、多様化する教育ニーズなどに対し、学校現場だけではなく、教育委員会と保護者が直接、意見を交わすことで、その声を教育行政に反映する場となっています。

また、こども園から中学校までの保護者が集まることで、それぞれの発達段階における課題や良いところを伸ばす教育活動を理解することができているところです。

今後の取り組みについては、次年度以降もこども園を含む学校区毎の教育懇談会の開催と町PTA連合会役員などとの全体での教育懇談会を開催し、本町の教育課題について情報共有を行い、幼小中の保護者がさらに連携していくとともに、学校種毎の課題や保護者の声を反映し、学校・家庭・地域が密接に連携しながら、子どもたちが健やかに育つような教育環境づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 通告書に従いまして、再質問したいと思います。

1点目の教育懇談会の目的とこれまでの実施状況をお知らせいただきました。毎年6月のこの定例会で教育委員会の活動の評価・報告書を私たち議会にも示されておりますが、林教育長の教育委員会の体制になってからですね、この教育懇談会というのが、私自身がすごく気になっていたところでして、その報告書の中には、参加された教育委員の方の人数と日にちだけが書いてあるので、中身はどういう話し合いがなされているのかなということが、とても気になっておりました。それで教育委員会、そのものがですね、町民の方

にとってみると、教育委員会って一体、例えばうちの町に何人いるだろう、それからその教育委員の方々はどうやって選ばれるんだろう、任期は何年なんだろう、そしてどんな活動をしているのか、ということが私自身も議員になってはじめてわかったことですし、なおさら子どもさんをもつ親御さんですら、なかなか理解できないのではないかな。その教育委員会の制度そのものの町民への周知についても、もう少し具体的に身近な存在として必要性があるのではないかな。その中に教育委員会と役員といいますか保護者の方々との懇談を年に2回持たれているということが、とても重要なんじゃないかと私自身感じました。それで、その前は不定期に行ってたという今お答えの中にありましたけれども、林教育長がこの教育懇談会を毎年実施しようとした、そのきっかけといいますか、もう少し具体的な目的やきっかけがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段、お答えしましたように、不定期で開催していたもので、私が就任してから毎年1回、PTA連合会の役員と懇談をするということで、それは一番やはり現場の保護者の声を聞きながら、どう教育行政に生かす、そういうことを含めて、それと教育委員会が進めていく施策などを理解していただきながら、例えば一つのあれとしまして、こども園の建設だとか、例えばスポーツセンターの建設もそこにお話してご意見もいただきながら、そこで計画へ反映したとか、あとは前段申し上げているように、例えば今、子どもたちのとりまく環境の中で、特に生活習慣や情報教育って、スマホの問題とかいろいろな問題が厳しい状況になっているところで、そこで現実的に子どもたちがどう家の中で過ごしてるのかを生の声等を聞きながら、そこを学校と連携を図りながら、例えば家庭学習の手引きを作成しながら、家庭学習の大切さを勧めていたりとか、そういう中で、一番の目的は、やはり保護者である声を聞いた中で教育行政に反映していくということを目的として平成25年度から開催しているところです。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 昨年まで、28年度までは、ここに書いてありますように、町P連の役員の方とか、限られた人数の中で教育課題についてお話し合いされて、今回のような学校の、居武士の場合は学校後援会として住民の方が後援会全員になっている訳ですけども、そういう学校全体で一般の保護者の方と懇談するというの今回の平成29年度1月15日に開催された教育懇談会がはじめてなんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、25年度から町P連と年1回行って、やはりその中で教育委員の中からも、やはり地域的な課題というか、学校毎の課題もいろいろあるし、その中でいけば地域の方々も含めた、より多くの方と懇談することによって、教育行政に反映できるということを含めまして、平成29年度にまずはオロムシ小学校区で教育懇談会を開催したということをごさいますて、今後、先ほども申し上げたように、全体の教育懇談会のほかには学校区毎のことをローリングに多分なると思うんですけど、開催するような形で進めたいなというふうに思っているところです。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 今のお答えでよくわかりましたけれども、私たちも町民代表として議員10名で活動を行っております。教育委員の方の場合は、議員とは違って、自分

で名乗り出たとか、そういうことではありませんし、議会を通して町長から選任された訳ですけれども、例えば男女比とか、それから学童のいる親御さんとか、確か、この町としてのルールといいますか、人選する場合のルールというものもあると思うんですね、それも含めて、町民の方がなかなかその実態を知る機会がないということと、今、教育長のお答えの中で、選ばれた教育委員の中から、そういう声が上がって今回の懇談会が開かれた。これが私はすごく、何て言うんだらう、懇談会のとても重要な意味なんじゃないかなと思うんです。これは今までのような役員だけの懇談ではなくて、おそらく訓小においても、訓子府中学校においても、やはり数少ない子どもたちだけけれども、その時代にあったいろいろな問題事があると思うので、ぜひこれは学校毎の、もう少し範囲を広げた懇談会を今後開いてほしいということと、その開かれた状況、結果をどう他の保護者たちに、あるいは町民の方たちに周知するのかって、その辺もちょっと具体的に教えていただきたいと思うんですが、知り得る、町民からすると知り得る機会がなかなかないと思うんですよ、先ほど言いました教育委員会というそのものも含めて、もう少し周知が必要なんじゃないかと思うんですが、その辺に対するお考えいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、教育委員会というか、教育委員さんの活動も含めた中で町民が知り得る機会の情報提供というのは、どうなのかというお話だったと思います。今現在、新教育委員会制度というものが平成27年4月から適用になって、今、教育委員さんは4人でございます。それで西山議員おっしゃっているように、その中で法の中で子どもがいる保護者を1人、委員の中に専任するというのが法の規定の中にございます。男女比とか年齢については、その規定はないんですけど、それで任期は4年という活動の中でやっているというところがございます。それで、なかなかちょっとわからない部分も確かにあるのかもしれませんが、前段、二十何年から始めたときに、まず教育委員会の制度について、まず町P連の懇談会でお話をさせていただいたり、先ほど、私申し上げたように新教育委員会制度を発足するに当たり、町広報や私たちの中では教育委員の中の町独自の制度として代表教育委員というものを作っております。それはやはり地域の方々から選ばれた教育委員の中でのさらにその代表となる制度も設けた中で、より地域の声を聞きながら教育行政に反映するという制度でございますので、その中で新教育委員会制度の中では、そういう広報だとか、いろいろな周知に努めたところで、また新しい教育委員会制度の中でも町長との会議を行う総合教育会議というものが開催されているところで、それらについても開催状況についてはお知らせしているところであり、先ほど議員おっしゃっている教育委員会の評価事務についても、このようなことで他の町よりは、きめ細やかな活動状況をまとめながら、こういうのを作成してホームページ等にしているところがございます。それで今後も含めて、そういう教育委員制度というものをですね、教育委員会としても住民の方にお知らせするような形をとっていきたいというふうに思っております。

また、学校区毎の教育懇談会を開催した後の周知の方法についてでございますけど、平成29年度ですね、居武士校区で開催したときの開催の中身については、後援会だよりとして全居武士校区の皆さまにそういう開催状況をお知らせしたところであり、今後の学校区毎の開催については、その方法については、今後検討してまいりますけど、何らかの方法での周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 今、教育長がお答えありましたように、平成30年1月15日に居武士小学校で町の教育委員会と居武士小学校の後援会の主催ということで、本当にはじめての教育懇談会が開かれました。参加者は41名で保護者が15名、地域住民が15名、教育長、教育委員4名、町教育事務局職員が4名、居武士小学校の管理職の方が2名でランチルームで行われました。これは本当にとっても有意義な懇談会だと思っています。なぜかと言いますと、皆さんご存じのように、今回は通告はしておりませんから、統合問題が云々は私は申しませんが、この3地区の居武士小学校を中心にした3地区では今とてもそれぞれ深刻な悩みを抱えています。悩みというのは、それぞれの立場の保護者の方々が自分たちの子どもをこれからどういう教育環境で育てたら一番いいのだろうか。そこでお互いに意見を言う場がなかなか、何回も設けているんだけど、なかなか相反する意見ですから、気楽に話し合える場がなかったということで、今回のこの懇談会はグループ討論をしまして、それを最終的にみんなで発表していただいて、そして居武士小学校の後援会だよりで、多分これは居武士の3地区だけだと思うんですが、お便りでお知らせいただきました。本当にこれはよかったなと思っています。そして、その後、私も全部は回れなかったんですが、今現在、通っている父兄の若い親御さんとか、これから来年以降に入学する方のところは何人かにお尋ねしました。そこで一つちょっと私自身がショックなことがあったんですが、教育懇談会に家族参加された方がいまして、来年入学のお子さんがいらっしゃるんです。居武士小学校がどういう学校なんだろうということもよくわからなくて参加したんだと思うんですが、その参加した結果、私たちには無理だと。こういう小さな同級生が少ない中で、自分たちの子どもを育てるのは無理だと感じたって。それでお二人とも訓子府で仕事は持っていますが、北見に転出されることを決意したんだということを知って、とっても衝撃を受けました。私も前から未就学の父兄の方を集めてと思ったんですが、なかなか地域で対立を招くということが、みんな恐れていることでありますし、みんなが居武士のことはとってもいい学校だって、どんな方もおっしゃるんですね。けれども、例えばやはり同級生が少ないとか、どんどん子どもが少なくなっていくことに対する不安、あと町が行いました大きな事業として保育園を統合してこども園という立派な施設ができました。こども園は町外、町内的にも、ものすごく評判がよくて、そこに通っている子どもさん含めて、親御さんたちもとても満足していると思うんです。そこから今度、小学校が地区だけで分かれてしまうということで、他の地域の議員さんからも何回も質問がありましたけれども、私はそこに住んでいる議員として、自分の考えをそこに打ち出すことはできませんので、できるだけ後援会のさまざまな行事や活動に積極的に参加してまいりました。現在もしていますが、本当に小規模校のよさは十分感じていますし、父兄の方々もそれは認めるところです。しかし、この小さな5千人の町で一体この二つの学校の存続をどう捉えたらいいのかということになりますと、とても一つに意見をまとめるのが難しい状況であります。地域においても同じです。そういう意味では、この教育懇談会がとても期待、多くの保護者の方の期待もありましたし、意味のあるものだったなと感じております。時間も限られていて、なかなか全部の意見を聞くことはできませんでしたが、このお便りの中の教育委員会としてのお答えの中で、要するにその場の懇談会でグループ討論の中で出たんですけれども、居武士小学校もいいし、居武士の人が訓小

のこともよくわからない。訓小の人も居武士のことがよくわからない。交流授業も行って
いるけども、なかなかその接点が難しいということで、もし小規模校がとてもいい教育
であるならば、それを市街地区に住んでいる方も小規模校に行きたいという方もいらっし
やるかもしれない。そういうふうにならざるを得ないのかというご意見がありました。町教育委員会のお答えのこの中に本
町のように小学校が2校しかない小規模自治体において、この学校選択制を導入すること
の効果や課題などについては検証し、今後、調査、研究してまいりたいと考えていますと
いうお答えをいただきました。私が何軒かのおうちに聞いた時に、統合はすごい難しいと
いうこともすごく感じたけれども、この教育長の教育委員会の判断、今後にもものすごく期
待するものがあるというお話をたくさんいただきました。それについて、統合がどのよう
ではなくて、この教育懇談会でお話された結果報告といえますか、今後、居武士に対して、
あとコミュニティスクールに対してもこの議題として出されましたが、訓子府小学校、あ
るいは訓子府中学校においても学校の懇談会、今後の予定があるのかどうかをお聞きした
いと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 1月に開催された居武士校区での教育懇談会のお話をされたと思
います。それで今おっしゃったように居武士校区の中においては、今、コミュニティス
クール制度のお話や町内の子どものこれからの状況というのかな、人数の推移、それと学
力、体力の問題などもお話させていただいた後に、参加された40名余りの方をグルー
プに分けて、その中で自分や地域の子どもたちがどう育ってほしいかということ、今
の教育環境の中での良さや課題など、いろいろご意見をいただいたところで、本当に私自身
もさまざまなご意見をいただいた中で本当に有意義な教育懇談会でなかったかと思っ
ています。特に今、学校選択制のお話があったので、その辺のところをお話をさせてい
たきたいと思いますが、まず基本的には法の中では市町村の中に複数の学校がある場合
は学区を設けなければならないというのが法の規定の中であって、うちの中での小学校
が2校ありますので、学区を設定しているというような状況です。それと国の中で学校選
択制という制度があるんですけど、それはあくまで教育委員会が例外的というか認めた場
合、そのような場合、学区外から入学できる制度というところで、その中で、それもい
ろいろな方法があって、例えば自由選択制という、双方に行ける方法だとか、隣の学
校に行ける隣接制度だとか、あとは特認校制度、そういうような制度があって、その
学校選択制を設けている、私たちもいろいろ検証とか見た中では特に区域内に多数の
学校があって、そこがそれまで行っていた学校の運営や変化をもたらさない状況の中
で自由選択制をもったり、あとは小規模校を存続させるための、そういう取り扱いとい
うのが多くの自治体でなっている状況です。本町のように例えば小規模校の居武士小
学校と中規模校の訓小で言えば、規模が二つ違う学校というところでは、自由にする
選択をするということになれば、なかなか中長期的な学校運営が見込めない。そうい
うところが課題だったり、例えば二つしかない学区の中でそこを自由に選択するとい
うことは、学区そのものがないというか、存在がどうかということも大きな課題とい
うふうに私たちは認識しているところで、そこで学校選択制を例えばとるとい
うところになれば、居武士校区はもちろん訓子府小学校区も含めた全町的な理
解を深めた中での選択をしなきゃならないも

のあるんですけど、ただ一番あれなのは、やはり居武士校区の保護者やこれから保護者になる方の意向がどうなるかによって学区そのものがどうなるかというのは非常に居武士校区の意見がやはり大きな影響を受けるということで、極端に言えば、その意向が強ければ学区そのものがなくなることもあり得るということを含めたら、逆に言えばそういう意見が多くなれば統合に向かうというような形も含めてなるのではないかというのが私たちの思いでありますので、その辺を含めた、もし学校選択制をとるということになれば、全町的な理解を深めた中で、その辺のところをしなければならぬのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 保護者の方とお話した時にですね、こども園に通われていて、他の学区の保護者の方から「早く一緒になればいいね」という声をかけられたっていうんですね、それで別に居武士の子たちがかわいそうな子たちである訳もなく、みんなは本当にいつも行事の中でもはつらつとして皆さんそれぞれの役割をしっかりと果たして、この間の運動会でも元気よく活動している訳ですよ、ただやはりそれが例えば私たちみたいにもう子育てが終わった世代がとやかく言っても、じゃあなたの子どもがどっちを選択すると言われたらどうするって問われた場合、みんなが自分の気持ちになった場合にすごく難しい問題が出てくるのかなど。この教育懇談会というのが実は教育委員の方々とそして地域の方々と、そして保護者の方、そしてその他の関係者がみんないる中で本音をどこまで言えるかはちょっと難しいですけども、1回目の懇談会にしては、すごく皆さん限られた時間の中で発表をしたと思うので、ぜひこれは先ほど言いましたように、その回答を待っている方も中にいらっしゃいますので、訓子府町として、これからもっと少なくなっていく、さっきの人口推計じゃありませんが、教育委員会の方で示されたね、これから何年か後の子どもたちを含めて、訓子府町としてどういう教育をこれから進めていくかということも決してこの3地区だけで考える問題ではないと思うので、懇談会も訓小でもおいてもそういうことが話題になってもいいんじゃないかと思うんですよね、だから全町的にもう少し捉えて、この教育懇談会をよい意味で活用してぜひ続けていってほしいなと思うんですが、その辺のお考えいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段、居武士校区のことを含めまして、統合のお話も前段されてるんで、この学校選択制も含めて、やはり私自身は従前から申し上げているように、やはり主体的な考えをやはり保護者やこれからの保護者の方たちがやはりもちながらやはりその方向性というか、そういう合意形成も含めた中で方向性が決まれば、やはり教育委員会として、そういう方向性を検討していくという形になるというのが私は基本だと思っていますので、それらを含めて、いろいろな意味での、なかなか厳しい状況もあるかもしれませんが、そこをやはり保護者なり地域として、その辺のこの議論を深めていってほしいと私自身は思っているところでございます。

それと学校区ごとの開催については、前段申し上げたように、学校区毎にそれぞれの地域課題や教育課題を提案しながら、その辺のところで保護者なり地域の方からご意見をいただきながら、その辺をこれらの教育行政に反映させてまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 前段のお話に関してはわかりました。そこがやはり地域の主体的な考えが紫なんだ、紫と言ったらおかしいですけど、出発点なんだということなんです。それで例えば今、居武士地区のことを話しましたが、それは抜きにして、全体です。ね、もしこの教育懇談会というものを活用するとしたら、例えば学校教育を受けている保護者の方で心配事、いろいろな子どものいじめとか不登校とか、いろいろな問題ありますよね日々、そのことでぜひ教育委員会の方々に話し合ってもらいたい、要するに下の方からもしそういう話が持ち上がった場合、この教育懇談会というのは、住民の主体性で開催することが可能なかどうか。今まではおそらく教育委員会の計画の中で、この時期にこういうふうにしましょうという、上からと言ったらおかしいですけど、そういう計画だと思うんですが、今後において、そういうこともできるかどうか、その点、1点お伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 大きな括弧で言えば学校区毎でそういう声が上がれば、例えばグループ毎にそうならば個別な案件として、それぞれの中でお話をするというか懇談をするという形になりますけど、学校区毎に例えばそういうお話があって、もちろんPTAなり、居武士では後援会なりのそういうお話があれば、それは教育委員会として、その辺の受けながらお話をしていくというか、懇談を深めていくというような形になるかと思いません。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） よくわかりました。これは教育大綱の中には、教育懇談会というのは別に明記されている訳ではありませんし、林教育長の姿勢だと思うんですが、教育長が今後変わられることで、その教育懇談会がなくなってしまうこともあるのかなという心配もあったものですから、位置付けとして、学校関係者と教育委員会、そして住民、地域の人たちが常に理解し合う場として、この教育懇談会はぜひ今後も続けていっていただきたいなと私は感じているんですが、その点について、ご意見をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 私の任期も来年ですので、今の時点で私の中ではそういう教育懇談会を開催しながら保護者の意見を反映するという形ですけど、それらを含めまして、教育委員の考えもございますので、それらを含めて、次のもし続けてというか、恒常的にその辺を開催するような形での検討をしてみたいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） わかりました。

それでは、2点目の質問に移ります。

訓子府町図書館の現状と未来予想図は。

昭和59年11月に新設開館した本町の図書館は多くの町民に愛され親しまれ、地域に根ざした大きな役割を果たしてきました。平成24年5月には「訓子府町図書館振興計画」が示され、平成23年度と26年度には増改築の準備として隣接地の先行取得も行われました。しかし、昭和53年建設のスポーツセンターの耐震診断の結果から急ぎよ建て替えの判断がなされ、図書館建設計画は頓挫したまま現在に至っております。菊池町政任期最後の年に私たちの町の図書館が今後どのように整備されるのが望ましいのか、町長と教育

長の考え方を伺います。

1点目、建築から34年目に入った図書館の建物の現状と町民の貸し出し状況について伺います。

2点目、周辺の土地取得から年数が経過しましたが、今後の図書館整備の必要性についての考え方を伺います。

3点目、平成24年度に示された図書館振興計画は今後どのように生かされるのですか。

4点目、図書館の未来予想図をどのように描かれていますか。これは町長と教育長に伺いたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「訓子府町図書館の現状と未来予想図について」4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

1点目の「建築から34年目に入った図書館の建物の現状と町民の貸出状況について」のお尋ねがございました。

図書館の現状といたしましては、昭和59年のオープン時の蔵書は2万5千冊でありましたが、現在では7万冊を有し、閲覧室をはじめ保存する閉架書庫など狭あいとなっております。

また、建物につきましては、無落雪屋根や床面の痛み、暖房用ボイラー、床暖房パイプの損傷などの設備関係の老朽化など施設設備の劣化や老朽化が著しく、維持管理に苦慮している状況にあります。

現在の貸出状況につきましては、平成29年度は延べ人数約1万9,400人、約8万2千冊の貸出冊数であり、その内9割が町民の利用となっております。図書館サービスの指標の一つである貸出率では、平成28年度比較ですが全道で4.43冊、管内で7.46冊、本町では16.03冊で管内では2番目の貸出率となっていることを見ましても住民の読書に対する意識が高いことが伺われます。開館以降の貸出冊数は累計で322万冊となっております、多くの町民などに利用されております。

2点目の「今後の図書館整備の必要性についての考え方」のお尋ねがございました。

平成23年第2回定例町議会における町政執行方針ならびに教育行政執行方針により、現在地で図書館整備を進めることを表明したところです。

以後、平成26年度までに図書館振興計画および図書館整備基本計画を策定し、新たな図書館の機能・施設の方針をまとめるとともに、平成23年・平成26年に隣接する民有地を先行所得し、新施設整備の準備を整えてきたところです。

しかし、その後スポーツセンターが耐震不適格建物に診断されたことにより、喫緊に整備することが必要となったため、振興計画策定にあたった委員の皆さまなどにもご説明しご理解をいただき、スポーツセンターの整備を先に進めさせていただくことになりました。

このような情勢から、スポーツセンターなど他の大型投資事業との兼ね合いや財政状況などから、新図書館整備は先送りとなっている現状であります。現在の図書館は、建物の老朽化と狭あい化により、提供するサービスにも限界があり、特に蔵書数の増加に伴う閲覧室の狭あい化は著しく、館内におけるサービスにも支障となっている状況から、町民の学びと交流の場を提供していくためにも新図書館の整備は必要であると考えております。

3点目に「平成24年度に示された図書館振興計画は今後どのように生かされるのか」についてのお尋ねがございました。

平成24年度に各分野の幅広い年齢で構成する策定委員会において、将来の図書館づくりの基本構想を策定したところです。この振興計画では、新しい図書館が目指すものとして「本との出会いの場」「人とのふれあいの場」「学びの場」「人にやさしい場」の四つの柱を掲げ、町の図書館の理想像を描いていただきました。

平成26年度には振興計画をより具現化するために、新しい図書館の建設計画である「図書館整備基本計画」を策定したところです。

新しい図書館整備にあたっては、「図書館振興計画」や「図書館整備基本計画」などの期待される図書館像や構想などを基本としますが、先の振興計画から6年を経過していることから、高度情報化の流れや利用者ニーズの多様化などが進み社会情勢が大きく変化する中で、時代の求めるものも取り入れつつ見直しも含めながら、蔵書や施設の規模、サービスなど基本的な機能を示しつつ、町民の声を聞きながら新しい図書館づくりの準備を進めてまいりたいと考えております。

4点目には「図書館の未来予想図をどのように描いているのか」のお尋ねがございました。

かつて読書の空間、本の貸出の場所として利用されてきた公共図書館ですが、現在では利用者のニーズに応じ、学ぶ場、語り合う場、集う場、情報等を共有する場など、現在ではさまざまな側面を持ち、住民の生活に寄り添う多様な「場」としての機能が求められるようになりました。

本町におきましても、子どもが生まれ、本との出会いがスタートし、生涯にわたり読書の喜びを実感し、「本が身近にある生活」がつながる拠点が図書館であり、「たくさんの本との出会いと、町民の皆さんの居場所を提供し、町民の暮らしに寄り添い、学びを支援していくのが図書館の使命であると認識しています。小さな町でありながらも、「町民の暮らしの中に常に図書館がある」ということを目指してまいりたいと思います。

町の図書館として、現在まで34年間の「本との出会いの場」として積み重ねて培われてきました活動を生かしながら、町民に親しまれ集い、憩う図書館づくりを目指していきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 1点目の図書館の建物の状況、お知らせいただきました。この振興計画書をひも解いていきますと、ふと疑問に思ったのが、この計画書を描いた時点で、開館から27年が経過して建物や設備の老朽化と狭あい化、さらにはソフト面のサービスの充実などが求められる中、次のような課題がありますとあって、施設の老朽化とあります。近隣の市町村、見てみますと、置戸町が確か40年、それから北見市が47年築、経ってから新しい図書館の整備が行われた訳ですが、訓子府町、27年とみますと、まだ若い方かななんて思って、でも私たち、自分もその頃に総文の所管事務調査で図書館を伺った時に床暖房なんかのパイプが老朽化しているんだとか、それから閲覧室が床が傷んでいるんだとか、ちょうど、そうですね、さまざまな一般家庭でも20年を過ぎると、そうい

う傷みが出てくるのかなとは思いますが、ちょっとその年数からすると訓子府町の図書館の場合、随分、何て言うんでしょう、建設計画に入るまでの段階がちょっと早いんじゃないかなと思うんですが、今それから6年経過して、今、建物の状況、それからその6年間の改修、修繕の状況なんかはどのようになっているのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 図書館長。

○図書館長（山田洋通君） ただいま、図書館の老朽化についての再質問がございました。図書館につきましては、昭和59年11月に開館しまして、今年で34年ということです。老朽化につきましてはですね、既に振興計画策定時の時にですね、指摘されてきたところで、他の町の図書館、他の施設よりも早いのではないかとというようなことでしたが、確かに年数だけを見ますと訓子府町図書館については、老朽化が進んでいるということが言えると思います。ただですね、訓子府町図書館は過去、貸出率が全国1位を何度も実績を残しておりまして、現在でもですね、年間約4万人の方が来館しております。500㎡の建物に年間4万を超える町民などが来館して出入りしているという状況からですね、床、また先ほど狭あい化の部分でいいましたが、蔵書のスペース、本棚の狭さの部分などですね、他の町の施設と比べましても傷みが進んでいる、早いということが事実でございます。特に、例えば例を挙げまして、暖房用のボイラー、床暖房のパイプの関係につきまして説明しますと、過去ですね、平成8年にはボイラー本体を一度取り替えております。暖房の床暖房のパイプの関係でいきますと、平成15年以降ですね、床暖房のパイプが1系統毎、亀裂を生じて、今、一つずつ閉止をしている状態です。現在ですね、全体のうちの4系統を閉止して、閲覧室での床暖房を閉止しているということですので、振興計画策定以降もですね、2系統、平成29年、また今年30年ですね、亀裂による水漏れによりまして閉止をしているという状況です。ですので、閲覧室の暖房だけをみますと、全体の現在は約60%から70%の能力で稼働させているという状況でございます。また暖房関係でいきますと地下タンクの部分でございますが、地下タンクは昭和59年に設置して平成でいきますと36年にはですね、設置年数を40年になると。6年後40年になるということです。そうなりますと、腐食の恐れが高いタンクということに該当になりまして、このタンクをですね、大規模改修、または撤去などの措置を講じなければならないということが迫られてきております。老朽化の関係につきましては以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） それじゃあれですね、この計画が立った頃から床暖房に関しては、何系統か停止はしてるけど修繕はされていないということですね、お金をかけていないということですね、そうなりますと冬は寒いですよ、そうすると閲覧室の床の傷み、これはカーペットをひいてますから、これはカーペットを敷き直すといっても大変ですね、蔵書をみんなとらなきゃいけないですよ、本当に何か年数が経っている割には、町民の方がそれだけたくさん利用してくださっているということもあってなのか、すごく老朽化が進んでいるということが今説明いただいて、よくわかりました。あと屋根についてもこのときは無落雪屋根となっていて、雨漏りの数か所あるということですが、これも修繕はなさっていないんですか。

○議長（上原豊茂君） 図書館長。

○図書館長（山田洋通君） 今、再々質問ありました。まず無落雪の屋根につきましては、先ほど説明が漏れてましたので、追加させていただきます。無落雪の屋根につきましてはですね、過去何度もすが漏り、雨漏りが発生しております。平成9年には笠木のコーキング打ちの工事を行いました。また平成15年にもですね、またさらにコーキング打ちを実施しております。現在はですね、亀裂、剥離している部分をコーキング剤を塗りながら何とかかんとか使用してる段階ですが、残念ながら年に数度、同じ場所が雨漏り、すが漏りがする状況でございます。また先ほどの床暖房のパイプにつきましてはですね、閉止しておりますので、暖房効率が落ちるということで、結果的には燃料の灯油の消費が若干増えてしまうという、そういう状況でございます。またその床のカーペットにつきましては、敷設しております床暖房のパイプですね、パイプとの関係が密接でございますので、床が凹凸、傷みが激しいというのは、パイプ亀裂、またモルタル敷きがクラック、亀裂を生じて欠けてきたり、それによる凹凸、それでカーペットが凸凹しているということの状況でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） おそらくもうここに上げきれないくらいいろいろな老朽化に関するご説明よくわかりましたけれども、2点目のその周辺の土地取得から年数が経ちました。そして教育長のご答弁の中に今後においても町民の学びと交流の場を提供していくためにも新図書館の整備は必要であると。この振興計画を立てられた時もさまざまなアンケート調査であったり、学校関係者からの聞き取りであったり、策定委員の方々が本当にこの振興計画を立てるために、たくさん時間を費やしていただきました。そのお一人の方とも今回取材といいますか、お話を伺わせていただいたんですけども、振興計画から6年が経っております。うちの町の状況も随分変わりました。それで今あらためてですね、この2番目と振興計画の生かすことなんですけど、町民にとって、あの当時と比べて今、図書館が今後の図書館がどうなんだろう、教育委員会が必要だと考えていますが、町民の方はどういうふうに関心を受け止めていらっしゃるのか、その辺の何て言うんでしょうか、新たに現在の町民の方々に必要性を調査する必要性はどうか。その辺のことを伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 振興計画が立って、先ほどお答えしたように6年経って、時代が変わってきている中で図書館の求めるものも、町民ニーズやその辺も変わり、それと情報化というところでは大きく変化してきているんだと私自身も認識しております。振興計画を作ったときには、町民向けにアンケートを行ったり、学校の子どもたちにもいろいろご意見いただきながら将来的な新しい図書館のあるべき姿ということとその時点での、を作り上げたということでございます。それで今後、図書館が具体的に進むような時期が来ることを想定しながら新たに例えば町民の声をどう、例えばアンケートをやったりだとか、そういうところを含めながら多くの方たちから新しい図書館がどうあるべきかということをご意見いただきながら準備を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） そうですね、訓子府町はさまざまなこの菊池町政に入って12

年間の中でたくさんの公共事業と言いますか、公共施設が本当に生まれ変わりました。残るは図書館かなという思いもありますけども、土地は2,200㎡と確保しておりますが、さてそこにどういった図書館を整備するのか、これは建てる側の立場の人たちと、それからそれを活用する側の人たちとの気持ちがやはり一致することが一番理想なのではないかなと思って、今回の未来予想図などという言葉を使った訳ですけども、教育長の描かれたものというのが大体この答弁でわかりましたけれども、町長として、任期最後の年になりますが、将来に向けてと言いますか、図書館づくりに対する思いがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 平成何年だったか忘れてはいたけれども、図書館建設のこの答申をいただいた委員さん全員の皆さんに町長としてスポーツセンター建設についてご理解をいただきたいという話をさせていただきました。それはI S値0.04のスポーツセンターは震度5強の地震がきたら倒壊するかもしれないと。こういう危険な状態の中で図書館を優先して建てる状況ではないんだということを含めて、みなさんの意見を聞いた結果として、よくわかりますと。待ちましようと言っていました。この宿題は私に課せられた宿題だと思っています。これが1点。

それから2点目に、あの土地は横の土地は山中さんという方が持っていた土地でありますので、お嬢さんというか、娘さんご夫妻が図書館を将来建てるということであれば、その土地を売却すると言ってくれた経緯がありますので、私はその二つの宿題を抱えながら現在ここまできているという考え方を持っています。しかも、私は訓子府町に就職して最初に手掛けた仕事が公民館図書室の仕事でありますので、今この年度になってもスポーツセンターの次は図書館をイメージ、考えていかなきゃならないだろうというふうに思っています。あれから6年、果たして59年に建設された図書館が現状の施設で書庫としてもつかどうかということも含めて、もう1回練り直しと町民の皆さんのご意見を聞かなければならない時期にきているのではないかなというふうに思います。

それからもう1点です。これは消防の庁舎も後で河端議員から質問が出るようですけども、昭和でいうともう50年経っている。こういう状況の中でできればドラえもんポケットが私にあればいいんですけども、限られた財源の中でどう建設を、これらの二つの大きな施設をどのようにしていくかということも、次の課せられた課題だと思っていますので、これらを含めて慎重に検討し、次に進めていきたいと。私がもし4期目を仕事をするということになれば当然この二つの仕事は現実のものにしていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

あと2分です。

○5番（西山由美子君） 次期へのご意思が少し見えたのかなと判断いたしますが、私の未来予想図としましては、まずは東京オリンピックを過ぎたあたりから、建築費がうんと安くなってからにしてほしいということと、あと図書館のこの振興計画を立てたとき、あの当時は確か、今ある図書館を有効に使って増改築というお考えだったと思います。全国貸出率日本一を築いたこの図書館を上手に活用して、図書館だけではなくて、町民が気軽に交流できる場も含めて、出会いの場も含めて華美ならず、それから身の丈に合った訓子

府町らしい図書館が、基金が残っていて建設できるのなら、町民も理解してくれるのかなと私は未来予想図として考えております。これは今、即、教育長にしても町長にしても、はっきりしたお答えはできないことはわかっておりますが、策定委員の皆さんの努力が無駄にならないように、また現状の町民の皆さんのこの町に対する思いとか、それから課題を整理しながら今後もぜひ進んでいってほしいなと思います。教育長一言あればお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 私ども教育委員会としましても、やはり町民が憩い、集う、そして本に親しむような図書館づくり、今もそのような形でやっておりますけど、未来の予想図に向けて、その辺のところを準備してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君の質問が終わりました。

ここで午後3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、1番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、高齢者の免許返納への対応についてということで質問させていただきます。

近年、高齢者ドライバーの自動車事故が増える中、北海道はもとより全国的にも、高齢者の免許証を自主的に返納する人が増えています。2017年には全国で42万2千件の自主返納者があり過去最高の数字となりました。

北見警察署管内においては2017年には75歳以上の4,704人中189人、約2.8%、70歳以上の1万2,232人中236人、約1.9%の方が自主返納されています。

北海道においては、その地域性や家族の実情のもとに車がなければ社会生活に支障をきたすことが多く、多少の不安があっても運転せざるを得ないのが現状です。しかし近年の交通事故の発生当事者としての高齢者の比率は決して低いものではありません。

これらを踏まえて高齢者の免許証返納促進に対する町の考えについて何点かお尋ねいたします。

一つ、訓子府町における高齢者の免許証返納の現状は。

二つ、免許証返納者に対する特典等の施策の現状はどうなっているのか。

三つ、今後の免許証返納への考え、施策等について、どのように考えているのか。

よろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者の免許返納への対応について」3点のお尋ねがございましたので、お答えいたします。

まず、1点目の「訓子府町における高齢者の免許証返納の現状」でございますけれども、平成29年1年間における65歳以上の方の自動車運転免許証自主返納者数は6名です。

2点目に「免許返納者に対する特典の施策の現状」についてお尋ねがございました。

現在、75歳以上を対象に、高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業を実施しております。これらの事業については、運転免許自主返納者を目的の一つとして、創設した経緯がありますが、自主免許返納者に限定した特典の施策ではございません。

最後に、3点目に「今後の免許証返納への考え、施策等についてどのように考えているのか」とのお尋ねがございました。

私どもが入手している資料によれば、北海道内では、2割程度の市町村で何らかの運転免許返納施策を実施しており、管内では、美幌町と雄武町が実施しているとお聞きしております。

2点目の質問でもお答えしましたが、高齢者を対象としたハイヤーとバスの利用サービスに取り組んでいる中で、運転免許自主返納者に限定した施策の必要性も含め、今後の検討事項だと考えております。

以上、ご質問のありました3点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 質問が質問なんで返答についても軽い返答しかないというのも何となく予想しておりましたが、非常に薄っぺらい返答で残念だと思っています。しかし現状としまして、質問書にも書きましたように、高齢者の事故というのは、本当に日増しにと言いますか、昨日のニュースでもやっていましたね、コンビニに突っ込んだとかね、いろいろありまして、これについての解決策としましては、私の場合は今回、自主返納という形で質問させていただきましたが、私自身これを質問するに当たり、いろいろな方面で調べていきまして、今回これ質問の表題を間違ったのかなと、ことさら反省していますけれども、もうこれ質問については、かなり前に出していますんで、これを変えようがないんで、これから先のことは、また今、回答者と相談しながら質問を進めていきたいと思っておりますが、まず返納に関する質問ということになります。これ返納についてはですね、65歳以上が高齢者というのは警察といいますか、交通安全上は65歳以上が高齢者という形になっていますので、65歳以上の方に対して高齢者の事故の割合とか、そういうものに対しても65歳以上の方が高齢者という扱いになっております。それでその数字が、今、我々が言っています高齢者、地方でいう高齢者というのは75歳以上というような形になりますんで、ちょっと違うのかなと思います。ただ、免許の更新に当たりましては75歳以上の方については認知症の試験ですとか、そういうものが組み込まれていきますので、そういう意味では75歳ということでもいいのかなという気持ちもしますけれども、実際に回答の中に去年度における65歳以上の方の自主返納者が6名という形になっておりますけれども、これここまで私もわかんないんです。これ以上わかんなかったんですけども、わかるなら教えてください。これ75歳以上で認知症の試験をして、これパスをしないで、逆に言うと免許が与えられなかった人の数なんていうのは担当者はわかりますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま75歳以上での認知症検査受けてということでのお尋ねございましたけども、そこまでちょっと詳細に把握できる資料を持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 結構です。ありがとうございます。私もそこまで調べようと思っただんですけど、調べができなかったというのが確かです。免許証保有数でいけば訓子府は高齢者といわれる人数は2,495人で、訓子府町全体で免許を持っていらっしゃる方が3,495人、高齢者といわれる方が1,143人、大体32.7%いるんだということで、これは北見市はまだ26%、置戸町では訓子府より多く35.4%が高齢者といわれる年代になっておりますね。これはもう日増しにといいますか、年数をいくたびに段々増えていく。それこそ先ほど人口問題の話もしてましたけども、同じように30年まではずんずんずん増えていくんじゃないかなと思います。またその高齢者といわれる方の北見警察署管内、要するに北見、訓子府、置戸の中の事故といいますと、29年、去年度は177件全体がありまして、65歳、高齢者といわれる方の件数というのが44件、要するに25%、4件に一つが高齢者であると。今年につきましても、5月までの感じでいきますと93件の事故があつて、34件、約30%が高齢者の事故だと。そういうようなことがあります。また訓子府におきましても、去年は5件の交通事故ということで登録されているということですけども、このうち4件が高齢者が関わったものであると。やはり高齢者についての免許、免許といいますか、事故については、やはり流れ的にも多いんで、そのまま放っておく訳には、やはり何らかの対策を、きちんとしたものを打つべきではないかというのが非常に大事なところになってくるんじゃないかと思います。それで質問の中で返納者に対する特典の施策の現状ということでお聞きいたしましたけども、これは返答の中ではハイヤーサービス、バス料金サービスというようなことで、これは高齢者に対する町の施策ということで私も少しやらさせていただきましたハイヤーサービスの充実とか、そういうものからいきますと非常にいいものです。それで管内でもどういふところがやっているのかなというのと、確かに返答の中にありましたように二つの町しかないです。ましてや美幌町あたりはバスの回数、要するに高齢者運転免許証の自主返納者に対するという区切りをつけたものというのは本当にはないんですよこれ。ですから自然と高齢者だから段々免許について問題が起きるだけで、各町村ともそれに特化したものというのは非常に少ないと。要するに返納してほしいんだと。こっだけ高齢者の事故が多いんだから、やはり少しでもそれを減らすためには、やっぱり自主返納という方法があるんだから、それを勧めて、そういう面で事故を減らしていこうという取り組みというのは、やはり具体的にはないというのが現状です。ですからやはり返答にありましたように今後考えていかなきゃいけないというのは実際に現状だと思いますけども、ちょっとこれ私も資料ちょっと探せなかったんですけども、とりあえず返納した段階でハイヤー券2万円分あげるよとか、バスのチケット何十枚無料であげますよとかっていう、そういう施策もあったとは思いますが、まだ考えてないのかもしれないかもしれませんが、何とかそういうような考え方がどこかにあるんでしたら、そういうようなことを考えた、今後そういう施策の実施というのは何か考えているんでしたらお聞かせください。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 美幌町の方で確かハイヤーとバスの回数券とございますか、それらで2万円分のバスの回数券、あるいはハイヤーの利用券ということでございますけども、これについても返納して1回限りというような何か限定付きのような特典とございますか、施策というふうになっております。本町の場合で申し上げますと、先ほども回答の中でも申し上げましたけども、自主免許返納者に限定したものであるというのは特にございませんけども、高齢者ハイヤーと路線バスへのサービスの検討の段階で75歳以上ということで年齢設定しておりますけども、その際にも免許返納等も想定した中でのサービスということで考えさせていただきました。現時点で自主返納への具体的な考えあるかというお尋ねでございますけども、今回の質問を踏まえまして、その必要性、それからもしやるにしてもどういったことをやっていくかということを経後の検討事項とさせていただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 要するにどこの町でもそうなんですよ、訓子府もそうのように、75歳以上の高齢者の方に対しては、そういういろいろな面での、訓子府も本当に、比べますと訓子府のハイヤーの料金とかバスの料金とかというのは非常にいいサービスになっております。ただこれ、これは一般的にいう高齢者サービス、高齢者の福祉サービスということでメインがそうになっているんじゃないかということで、それについては、よその町も先ほども言いましたように免許返納ということに限っては本当はないようなもので、美幌町2万円というのは本当に大きい、ただ一時金であると。そういうことになっていきますんで、ですからこれ訓子府というのは、75歳以上の方に対してこんだけのものがあるというのは、もうわかりましたんで、やはりこの高齢者と呼ばれる、交通高齢者というのは65歳以上だというようなこともありますし、そういう面からいきますと65歳以上の高齢者の方が免許を返納する、今、免許返納だけについてお尋ねしますが、これ65歳以上の方で免許返納した方にもこういうサービスを、これ今ハイヤー券とか75歳以上というようなことになっていきますんで、返納した方に対しては、そういう65歳以上、75歳の手前でもそういうものが与えますとかというものの必要じゃない、そういうものがあれば、これまた返納する人も増えるんじゃないかなと。要するに返納させることが事故を減らすということの第一段階だと今、返納については思っていますんで、その75歳以上の高齢者の条件をもっとその辺に関して合わせて下げていこうなんて考えはないでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私もその該当者ですから、長生きというのはつらいね、これ。今、全国で一番タクシー券を免許返納するので一番高額払っているの宮崎県の西米良村という村です。20万円、タクシー券を20万円、1回きりですけど、なかなかよく知っている村長なものですから、羽振りがいいねって話したら、もう1回きりだからって話で、人口が少ない村だから、ただ一つは私がタクシーサービスとそれからバスの云々をやったのは広島県に行った時にデマンドタクシーとこののをやっていて、乗合タクシーを県を挙げて市町村も推奨してたんだと。しかしこれもやってみただけでも、やっぱりあの人と一緒にタクシー乗りたくないとかいろいろなことありましてですね、タクシー会社も午後の分ならいいけども、午前中は駄目だとか、いろいろなことあって、今の制度に切り替えてき

たということがあります。そしてもう一つ、免許持っている人だけに、免許証返すということで5万円なり10万円なり金出すのが本当にいいのかと。そして免許のない人だって足の確保をこれからどうするというのを考えた時に、そういうトータルとしての政策が必要なんではないのかということで、議員ご存じのとおりタクシーとバスのことをやって、今、予算が次から次へと追加するぐらい増えてきているという状況になっていますので、あらためてまた冒頭の答弁させていただきましたように、返納者に対する補助をいかにあるべきかと。こういったことも含めてですね、ちょっと根本的な検討ということが必要なんじゃないのかなと思っていますので、中身は全然、今、検討していませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 先ほども言いましたように交通高齢者というのは65歳以上であると。それが一番なんですけども、75歳以上の高齢者に対する訓子府町の手厚いものというのは、それはどなたでもできる。やはり運転している方に対して、事故の恐ろしさですよね。事故に遭った時、事故を起こした時、それに対する被害の大きさとか、そういうものを考えると、やはり高齢者の方にはなるべく危ない方には運転しないでほしいと。そういう機会が少なくなるようにということで、これ免許証返納という話が出てきているんだと思うんで、やはりこれについては免許証返納ということに関して、もう少し考えていただかなきゃいけないというのが一つとしてあると思います。いろいろな全国的にもいろいろな返納に対するサービスですとか、そういうものが言われてますけども、やはり何か抽象的で大まかで、なかなかそれだけでは、それを返納しようという気持ちにはなかなかならないというよりも返納したくないんですよ、我々としても。この地域に住んでいて免許証がなくなるということは、車が運転できなくなるということは、それぞれの家庭の事情もありますけども、非常に実生活に非常に影響のあることなんで、これは本当に簡単にできることじゃないというのが現状です。ただ、高齢者の交通事故というのは、非常に今、25%から30%が高齢者の事故であるということを考えますと、何らかの対策をしなければいけないというのは、これまた絶対必要なことじゃないかと思います。それで先ほど冒頭に言いましたけども、高齢者の免許返納については、これ以上、お願いするということしか、要するに訓子府町として今考えていただけるというような返答をいただきましたので、これについては、そういうことで返納自体については、そういうようなことではないんじゃないかと思いますが、私がこの話、この質問については、やはり高齢者の交通事故の問題というのが非常にあると思います。先ほど町長もおっしゃったようにデマンドタクシーですとかね、乗り合い、よその町では乗り合いバスとか、そういうこともやはり全てはそういうものの、交通事故、年寄りが車を運転しなくても生活できるようなことということが基本的なことになってくると思いますので、それでやはりそういう交通事故を防ぐための合わせた中での質問をちょっと免許返納とは言葉が違うんですけども、そういう質問をさせていただきたいと思うんですけども、お答えいただけるかどうか了解を得たいと思います。いかがでしょう。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁になるかならないかわかりませんが、私70過ぎましてね、高齢者の講習会というのがあるんですよ。3人一緒になって試験やるんですよ、コースで、

私は大変素晴らしいとほめられたんだけど、残った2人の人は何回も再試験くらったんですよ。やっぱりかなりもうやめた方がいいんでないかということなんですね。これであと3年ぐらい経ったら認知症の検査も始まりますから、本人がどう自覚していくかということをするごく大事だと思うんですけども、大体、町内の免許証返納する人の事例を聞いてみますと、家族取り上げるんですね、これ例えば事故を起こしたりしたらなんかもうおじさんやめた方がいいよとかって僕なんか言うんだけど、いや農繁期に息子にね、町まで送ってくれていうの、俺はつらいんだと。だから運転免許があるうちは自由に町に行って買い物したり、病院行ったりしたいんだというのも本音のところでしょう。これをね、変えるというのは果たして10万円の補助出したからきっかけになるかどうかというのは、ちょっと気になっているところです。だから根本的に町としての世論を作っていくかという点ですね、この問題というのは根本的な解決にならないんじゃないかなということと、やはり最終的には家族が大変厳しい措置なんですけども、もう運転はやめろということでやらない限りは、これ現実的に難しいのかなという、そういう点では大変ナイーブな問題がありますから、交通事故のことを含めながらですね、政策として打ち出すときの、やはり考え方をきちんとしていかなきゃいけないなというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。それにしても、25%と30%、残りの75%と70%のそれ以外の若い人たちの事故があまりにも多いんでないかということも、やはりちょっと気になりますので、片っぽだけではなくてですね、どうやって交通安全の啓蒙を進めていくかということもやっていかなきゃならないのかなと大変歯切れの悪い答弁ですけども、ちょっとお許しいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

できるだけ質問内容に沿った展開をお願いいたします。

○1番（余湖龍三君） 質問に内容に沿ったね、私、質問内容の表題の中で、やはり高齢者の交通事故の現状ということで入っていますので、そのことに対してどうしたらいいんだという意見をお伝えしますので、ぜひ答える範囲で結構ですので、お答え願えればいいかと思います。

今、町長、同じことを言っていました。家族ですよ、やはりね、家族が返納者については、やはり取り消した方がいいというようなお話をするんだと。そういうようなことは私もよく聞いております。それでこれ方法としてですね、逆に言いますと返納させないでも安心して運転できる環境を作ってやる方法はないのかなと。これ返納ばかり考えてたらね、全然行き詰っちゃったんですよ、それでやはりそっちの方向じゃないのかなとまだまだ。今、75歳でも元気なお年寄りとお年寄りでないお年寄りっていうんですかね、そういう差っていうのもかなり大きいと思います。私ももう65歳ですけども、65でも元気な人と元気でない人とか、そういうのってやはり周りをみてもわかりますし、家族の関係もあるんじゃないかと思います。そしてさらに車の必要性ですよ、やはり本当に自分で人に迷惑をかけないで自分でちょっと乗っていきたくていうような方法もたくさんあると思いますので、それで私としましては、そういうものに対してですね、やはり町も、町といいますか、行政の中にも交通安全に対するそういう組織もありますし、町の中には交通安全協会とかもありますんで、そういうところの一つの活動としてですね、やはりそういう家族での、家族の中に高齢者のいる方については、家族での話の場といいま

すか、どういうふうこれからその運転手を生かしていくのか、運転させていけるのか、そういうようなことを指導してあげられるような、どこでも一緒でしょうけど、交通安全相談みたいな、各家庭に沿った中のそういうものというのは必要じゃないかと思えますね。この間もテレビの方でもやっていましたけども、要するにその方の大丈夫な時間だけ運転してもらおうじゃないかと。昼間だけ運転しようとか、スピードは絶対出したら駄目だよとか、北見より遠いところは駄目、仮に言うとも町内だけしか運転しちゃうダメだよ。そういうような約束事を家庭の中で話し合ってもらって、お互いがサポートしていく。お互いをチェックしながらいく。こんな方法もいいんじゃないかと思えますけども、これもやはり誰か一人が一人ずつという話じゃないんで、やはり行政とか、そういう安全協会とか、そういうところがトータルの中で広報しながら相談を受ける方法を進めていく。そういうようなことも非常に大事な方法じゃないかと思うんですけども、やはりそういうことが高齢者ドライバーの事故防止には非常につながるとは思いません。この間、新聞に出ていたのは、外国では限定免許なんていうのがね、非常に進んでいて、これとこの運転ならいいですよとか、ここまでなら運転いいですよとか、ヨーロッパとかでは非常に進んでいます。北見の警察に行ってみたら、今、国でもそうですけども、今、検討はしているけども、まだ具体的などころまではいっていないと。近々なるんじゃないかと思えます。私としてはこんなことも逆に言いますとね、各地方から、地方は必要なんですから免許というのは、ですから、何とか運転できるような限定でもいいから少しでも長く運転できるようなことを行政として、議会も引き込んだ中で町に、それこそ国に請願をすることとか、そういうような方法も老人の交通安全については非常に大事なことはないかと思えますので、そういうことも合わせた中で考えていくのがいいんじゃないかと思っています。それじゃないもう一つ言いますと、これもよくある、今あるサポートカーというのがありね、人がいたら止まるんだよと勝手に。物があればぶつかからないように走るんだよ。これから老人というのが現状的に高齢者のドライバーの事故の大半というのは、やはり安全不確認というのが一番多いと。要するに交差点で一旦停止をしたつもりだけどしてないとか、したんだけど見てないで出てしまったとか、要するにそういうのが多いんで、そういうのはやはりサポカーを使うと、やはりかなり防げるんだと。昨日あったコンビニでの衝突もそうですね、サポカーであればアクセル、間違っても前に壁があればぶつかからないとかね、そういうようなこともありますんで、やはり行政としては、やはり訓子府町として先陣を切って、そういう高齢者だけのご夫婦とかにサポカーを買った時にはやはり補助しますよと。安全な車を買って、安全な車で楽しい生活を送ってくださいとか、そういうようなこともやはり高齢者の交通事故を防ぐためには必要なことじゃないかと思えますので、そういうようなことの検討も必要じゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 十分参考にさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 私、本当に申し訳ないんですけども、免許返納だけでは時間がもちませんでした。それで提案という形にはなってしまいましたけども、ぜひとも高齢者の交通事故を防ぐためには必要なことだと思いますので、町長の意見の中に参考とさせても

らうということで私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時49分